

第十九回
国会

参議院地方行政委員会會議録第四十号

公聴会

昭和二十九年五月二十日(木曜日)午前
十時二十六分開会

出席者は左の通り。

委員

理事

委員

内村 清次君
石村 幸作君
館 哲二君

○警察法案(内閣提出、衆議院送付)
○警察法の施行に伴う関係法令の整理
に關する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

委員

伊能 芳雄君
伊能繁次郎君
酒井 利雄君
田中 啓一君
長谷山行藏君
小林 武治君
島村 軍次君
秋山 長造君
若木 勝藏君
松澤 兼人君
笹森 順造君
加瀬 完君

○委員長(内村清次君) これより警察
法案及び警察法の施行に伴う関係法令
の整理に關する法律案につきまして、
地方行政委員会の公聴会を開会いたし
ます。

事務局側

公述人

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

毎日新聞編 住本 利男君
集局次長
日本弁護士会 長野 國助君
連合会代表
堀田 正夫君

本日の會議に付した事件

○警察法案(内閣提出、衆議院送付)
○警察法の施行に伴う関係法令の整理
に關する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

○委員長(内村清次君) これより警察
法案及び警察法の施行に伴う関係法令
の整理に關する法律案につきまして、
地方行政委員会の公聴会を開会いたし
ます。

開会に當りまして、公述人として御
出席下さいました各位に御挨拶を申上
げます。本日は御多用中お繰合せ頂
き、この公聴会においで下さいました
ことを厚く御礼申し上げます。御承知の
ごとく現行警察法は昭和二十二年末に
新しい警察法として出されたものであり
ますが、今ここに警察法案として改正
案を内閣は提出して参つたのでござい
ます。本法律案が提出されるや、各方
面より多大の関心が寄せられておりま
して、本委員会といたしまして、その
重要性に鑑みまして公聴会を開催いた
しまして、国民の各方面からの忌憚
のない御意見を拝聴することとしたし
た次第でございます。どうか腹藏のな
い御意見を聞くことが出来ますよう
にお願いいたしますのでございます。

各位お一人の公述時間は三十分程度に
させていただきます。

○公述人(桑原幹根君) 私は愛知県知
事の桑原でございますが、本日は全国
知事会を代表いたしまして、警察制度
の改正につきまして所信を申述べ、機
会を頂きましては、私の非常に光
榮に存するところでございます。

参議院地方行政委員のかたへにお
かれましては、日夜地方自治の進展に
御尽力を賜つておるのでございますが、
特に最近警察法改正案につきま
しては、格別の御努力を頂いてござい
ます。これは、全国知事会を代表して、又地
方自治に携わる者の一人といたしまし
て、衷心より深く感謝の意を表する次
第でございます。

以下私のこの問題についての考えを
申述べたいと存するものでございま
すが、今日より明日に続きますこの公
聴会におかれまして、多くの公述人の
かたへからそれらの立場より詳細
にお述べを頂くことになると思存する
のでございまして、私は公述人の第一番
を承わるものといたしまして、概括的
にこの問題について簡単に申し上げ
まして、本改正案御審議の御参考に供
したいと存するのでございます。

すでに言われておりますように、現
行警察制度は民主警察の伸長というこ
とにつきましては大きな役割を果して
参つたと考えるのでございます。併し
ながら、一面警察組織が余りにも細分
化せられておりますため、地方の奥情
に合致せず、又警察本来の機能發揮と
いう点におきまして、能率の上ら
ぬ点が多く出て参つておるのでござい
ます。又経費の面におきましては非常
に無駄がございまして、これが抜本的
な改正は広く一般国民の要望をいたし
ておるところでございます。警察は本
来国民全体の生命或いは財産を守る治
安の確保が第一義でございます。従
いまして、この制度の運用に當りま
して、最も公正妥當な国民的善意が要請
せられるのでございまして、警察が一
部の権力、或いは一小地域の利害によ
つていささかも左右されるがごとき
傾向がありますことは、かりそめにも
かようなことがあつてはならない、か
ように確信いたす次第でございます。

特に警察が我が国の実情に即して民主
的な保障の下に、最も能率的で最も経
済的に運用されねばならないことは今
更申し上げるまでもないところでござ
います。この点から見ますれば、現行の
市町村自治体警察では、治安の維持の
点から見てもその力が極めて弱
く、機動性も欠けておりまして、十分
その使命を達成することができないの
でございまして。而も、ともいたしま
すれば、その地方におきます勢力者の
影響を受けまして、住民全体のためと

いうよりも、特定人のための警察とい
う姿になりかねない場合もあることを
恐れるのでございます。併し又そうか
と申して、国家警察ということになり
ますれば、警察力は強化はいたされま
すが、その半面、中央集権的ないわゆ
る警察国家が実現する虞れがあるので
ございます。

従いまして、以上のような弊害を除
き、民主的な保障の下に最も能率の上
る警察を樹立いたしますことは、国
家警察及び市町村自治体警察、この現
在あります制度を共に廃止いたしまし
て、府県単位の自治体警察の制度によ
ることが最も適當と考える次第でござ
います。この点はいわゆる五大市にお
きます自治警察とも関連するところが
大でございますので、特に強調してお
きたいと存するのでございます。愛知
県を例にとりますと、名古屋市中心
にいたしましてあらゆる交通網が放射
状に伸びておるのでございまして、日
夜通勤、商用、その他で約五十万の人
人が出入りいたしておるのでございま
す。このように大都市とその周辺地域
とは誠に密接不離の有機的な繋がりを持
つておるのでございます。事実そこに
は境界は存在しない、こう申し上げても
よいかと思つてございまして。もと
と犯罪には国境がないと言われており
ますが、又犯罪は時と所とを問わず発
生するものであります。管轄権には
關係なく犯罪は行われておるわけで
ございます。特に今申し上げました通り、
人口流動の多い大都市及びその周辺地

域では、都市で罪を犯して郡部に逃込む、郡部で罪を犯して都市に潜む、これが犯罪の奥底でございませう。従いまし、これら犯罪に關する防犯なり、警備なり、取締なり、或いは検挙等につきましても、當然に警察の統一的、一元的運営が行われることが何よりも必要であると考えらるものでございませう。併しながら、現行の警察制度が二本建でありましたために、二本建と申しまして全国に約四百の自治体警察があるわけでございませうが、従いまし、このために幾多の不便支障を來しておるのには誠に遺憾と申上げるほかはないのでございませう。一例を警備の点について申上げますと、昭和二十五年の秋、朝鮮人学校校取問題に端を發しまして、朝鮮人のデモ隊が愛知県庁を包圍いたしまして、革命歌を高唱し、庁舎に投石するなど不穩の動靜を示したことがあつたのでございませう。當時私は知事ではありませんでした、たまたまその場に出会い、その光景を目撃し、一市民といたしまして、又國民といたしまして憤激に堪えなかつたのでございませう。そしてその當時の青柳知事に事情を申上げたのでございませうが、こういう非常事案の場合におきましても、愛知県庁内に國警本部がありながら、いわゆる手も足も出せない状態でございまして、その取締りをお隣りにある名古屋市警察に連絡しなければ直接警備することができなかつたのでございませう。こうした事例は数多いのでありますが、このことにつきましては、私は國警が悪いとか、或いは自治警が悪い、こう申上げておるのではございませう。私の考えでは、こういう不合理な事例が随所に發生する

ことこそ、現行制度の欠陥がそこに露呈されておると、かように申上げたいのでございませう。

このほか一般犯罪は勿論、選挙の取締り、覚醒剤、交通、風俗等の取締りにいたしましても、同じ府県内で行政的に、経済的に、社会的に一体であるべきものが、警察の管区が違ひますためにその統一と公平な取締りを欠く事例があるものでございませう。このことはつまり取りも直さず住民に不安を起し、不利を与え、不便を招くことになつてゐるのでございませう。

以上の事例からも斷言できますことは、社会公共の安全は都市と郡部とが一本の關係において守られなければならぬこととございまして、警察は斷じて府県一本であるべきである、かように存するのでございませう。従つて中小都市はもとより、大都市にさへ特例を設けることは、弊害こそあれ利益のないものと云わざるを得ないのでございませう。特に警察事犯の最も多い東京都でさえ都警察に一本化されますのに、東京都に次いで犯罪の多い五大都市を含む五府県のみが二本建の警察を持ちますことは住民に不利益を与えるばかりでありまして、斷じて認めるべきではないと、かように考えるものでございませう。先に全國知事会、都道府県議長会、全國町村長会、全國町村議長会等もひとしく府県警察の一本化を熱望いたしまして、大都市にのみ特例を認めることは今日の時代に合わないといふ決議いたしておる次第でございませう。五大市を除く全國市長のかたも、私の接する限り個人的にはおおむねこの趣旨に賛同いたしておると申上げてよいと存するのでございませう。

以上の要望の線に沿ひまして、警察制度が一本化したとすれば、機構が簡素化せられまして、人員、施設の重複が避けられ、経費がそれだけ節減されることは明白でありまして、而も能率は非常に上つて、警察本来の趣旨が十分に達せられると確信いたしたのであります。

次に、府県警察は警察國家再現の道に據つておるのではないかとこの議論をなす者もございませうが、これは全く獨断的な杞憂に過ぎないと申上げるを得ないのでございませう。これもすでに自明のことでありまして、くどくどしく申述べることは差控えますが、要するに今回の改正案によりまして、府県警察は府県議會、府県の公安委員會等によりする民主的運営が十分保障されているわけでございませう。府県の議會、府県の公安委員會が健全であります限り、官僚警察或いは警察國家になる虞は少しもないのでございませう。却つて今度の改正によりまして公安委員會が強化されますために、現行よりも一層民主的運営がなされ、その民主化が促進されると思つてゐるのでございませう。又府県警察となつて、大都市が特に不利を受けるという点も、徒らに幻影におびえてなすところの議論に過ぎません。大都市が不利を受けるといふ理由も解しかねるのでございませうが、改正法修正案には、公安委員の定数に關しまして特別の規定を設け、大都市につきましては、その意見を十分反映するための保障をはつきりと与えておるのでございませう。

更に、府県警察の実現によりまして改善されます点は、人事の交流が可能になるということとございませう。現行の制度でありますと、人事の交流は設置単位の中に限定されますために、昇進の道は殆んど塞がつておるのでございませう。従つてこの職務に対する希望も熱意も弱く、氣力沈滞して職務の上にも大きなマイナスを來たしておるのが現状でございませう。これが府県警察となりまして、交流の範圍が非常に大きくなりまして、いわゆる適材を適所に配對することもできますれば、士氣にも大いに影響いたしまして、執務の能率化、公正化は火を見るよりも明らかなところであらうということを確信いたすものでございませう。

以上申上げた諸点を鑑みまして、今回の警察法改正案が國家警察と市町村自治體警察を共に一挙に斷止いたしまして、府県自治體警察一本に改められまして、警察の機能は民主的にして最も公正なものにするばかりでなく、その能率化、経費の節約化を実現する上にも極めて意義深いと思つるものでございませう。ただ一言ここで申上げておきたいと存じますことは、警察制度改正の狙いが警察機能の能率化と責任の明確化を図らんとする点にある以上は、府県警察に對する或る程度の中央政府の関与は止むを得ないといひましたとしても、それと同時に飽くまでも民主的保障を失わないように万全の措置が講ぜられべきであるといふ主張いたすものでございませう。従いまし、府県警察本部長の任免につきましては、府県公安委員會の同意を得て國家公安委員會が任命するといふ修正案の線に沿つて、是非このことの實現されますよう御審議のほどをお願い申上げる次第でございませう。

なお、改正案の施行につきまして、五大都市自治體警察を一年間存置するという措置は廃止のための準備期間といふことをその理由としておられると思いますが、これは徒らに改正法の施行を不徹底にし、混乱に導くばかりでなく、警察職員に心理的な動搖を來たさしめ、延いては治安の上に大きな影響を及ぼすことを憂へるものでございませう。仮に五大市だけに特に準備期間を置くといひましたとしても、六月、七月、八月、まあこのくらい三ヶ月の期間もあれば十二分でございまして、その期間が短ければ短かいほどいいと考へるのでございませうが、五大府県におきましては、遅くとも本年九月一日には府県警察一本化が五大都市を含む五大府県においても完全実施できますよう、この点衷心より希望申上げる次第でございませう。このことにつきましては、五府県の知事、議長におきまして強く要望することに先般連合決議を行なつたような次第でございませう。

以上申述べました意味におきまして、本法案が一日も早く實現せられまことを強く念願いたす次第でございませう。

御清聴を深く感謝申上げてまして、私の公途を終らして頂きます。有難うございませう。

○委員長(内村清次君) 次に、日本婦人有権者同盟常任理事高橋千代君。○公述人(高橋千代君) 私は一家庭の婦人でございませう。殊にこの節は毎日常家でお守りをしておりますので、偉そうな婦人有権者同盟の常任理事なんて肩書がございませうけれども、昔少し婦人參政権の運動を市川先生の下で

お手伝いいたしましたために、年をとつたから少しは暇だろうから出て手伝つたらいだらうというようなことで以てお手伝いに出ておりますので、政治のこととか、或いは法律のことというものは専門家でございませぬ。ですから、私がここで自分の思つておりますことをお話し申し上げても、或いは何の参考にもならないかも知れませぬけれども、ただ一市井の婦人の声としてお聞き下さいようお願い申し上げます。

私どもは子供の頃には大変に警察というものはこわい所だと思つておりました。そして子供がいたずらをいたしましたとか、お巡りさんに連れて行かれましてよとか、或いは叱られますよとか、そんなことをするとお巡りさんに言い付けますよというふうに育てられ、又子供を育てて参りました。それが大きくなりましてから、警察官の方が制服のまままで私の家なんかへお訪ね下さいまして、近所ではあるこの家では何があつたんだらうか、お巡りさんが来たわよつていうふうに噂されるようになったのでございませぬ。で私はどうもあの警察官というものは、いかめしい服を着て、おい、こちらというふうに横平な態度でもつて民衆に臨んで、およそ私も民衆とは親しみのない別の世界の住人であるという感を深く持つておりました。それが私どもたま／＼婦人参政権の運動をいたします頃に演説会でも開きますと、臨官の警官というのですか、臨席というかとにかくお巡りさんがサーベルを下げていらつしやいまして、ちよつと何か言いますと、弁士注意とか或いは弁士中止というのでございませぬか、やたらにそれをやられ

まして、女の演説会といはしますと、とにかくまあ三十分話せば三人か四人でいいところを、しやべる人を十人も二十人もこしらえておきませぬと、演壇に立つと弁士中止というふうなことを食ひまして、それでもつて御近所の奥さん方に今晩女の演説会がございませぬから開きにいらつしやいませぬかと言つと、こわがつちやつて来ないでございませぬ。そういうふうな警察というものが私どもとかけ離れておる世界の人の思つておりましたから、どうも往來で警官の服装をしていの方に会いますと、何だか怖らしいような感じがいたします。それが終戦後になりまして、国家地方警察と自治体警察とになりましてから、ようやく私どもと一緒に歩いてもらえることができる、何でも相談に行かれるような親しきを感じましたのでございませぬ。それでもつて子供も交番のおじさんというふうな言葉になりまして、家にこんなお花咲いているわよ、この花きれいでしょと言つて交番に近所の子供が持つて行く、そういうふうな親しきを感じるようになりまして、私は大変によい傾向であると思ひましたし、又この自治体警察になりましてから、お巡りさんが制服で私の家へ何かお参りございませぬかとやつて来まして、近所の人々が怪しまなくなつたのでございませぬ。それだけでも大変に民主化されて民衆と共に歩むというふうで親愛感を持つておりました。それで去年あつたら喜んでおつたところが、去年アースからだん／＼こういふふうな逆コースと言つたのでございませぬか、一昨年は破防法が制定されますし、昨年はス

ト規制法が制定されて、いよ／＼今年の国会におきましては、この警察法案が出て来たんでございませぬ。で私はもう少し民主化された警察を何とか方法できないのかしら、日本の警察というものが民衆と親しきを持つて何でも相談に行かれるというふうになつたらいと思ひまして、いつかあのプロデューのアメリカの漫画を見ましたところ、酔つ払いを負ふしてでずか、抱つこしてですか、お宅まで届け、なんてこれはまあ民衆と警察とが仲がいいんだらう、日本もどうかこういふふうにならないかしらというふうにお巡りさんが漫画に出て来るというふうなことはないかしらと思つて毎日の新聞を見てもございませぬ。で、この節はまあ逆コースのせいか、警官というものはどうもいかめしくつて、何だか民衆に威圧を与えるというふうに感じられることが多いと思はれるのでございませぬ。

年寄と申しますものはどうも過去の人間でございます。昔を振り返つては昔はよかつた、昔はよかつたと思つたのでございませぬ。それは昔の軍国主義時代、或いは帝國主義時代の日本の華やかであつた頃を顧みましては、よかつたよかつたと思つておられます。年寄というものは未来がございませぬものなんです。日本の未来というものは余り期待を持たない。それで昔はこうであつた、こうであつたというふうな言ひのでございませぬけれども、もう少し私ども年寄も新しい日本の民主的な未来というものに期待を持つていいんじゃないかと思つたのでございませぬ。そういたしますと、この新しく生れ

出ようとするところの日本の民主的な将来に對しまして、自治体警察がその基礎になるのじやないか。こういうものもを今なくしてしまふということとは、日本をだん／＼昔の何と申しましようか、明治時代といひますか、徳川時代といひばり古くなりませぬけれども、そういうふうな方面に追ひやつてしまふというふうな懸念を私は持つております。子供のこととか孫のことを考えるといひのか悪いのかということをよく考へるのでございませぬ。

で、私どもは折角こうよくして行こうと思つてそうしてこしらへました、まあ占領時代のアメリカさんからおつつけられたような法律であるから、これは変えたいじやないかとおつしやる方もございませぬけれども、ようやうくまだ五年か七年かたちまして、いいものであるかどうか、種を蒔いたものを枯らしてしまふよりか、もう少し育ててみて行つたらどうかというふうな私は考へるのでございませぬけれども、如何でございませぬか。

私が、この法案が衆議院に出まして、そして参議院に廻つて参りましたところ、同盟のほうへ電話がかかりまして、公述人を出してくれというお話で、出たらどうかとおつしやいませぬ。私のような年寄は出なくても若い人がたくさんございませぬけれども、年寄だから却つていいかもしれないうので、私こちらから頂きました参考資料をちよつと目を通しましたところ、政府の提案説明を讀んでみたのでございませぬ。そういたしますと、「警察庁は國家公安委員會の管理のもとに

は私一人で、これは何でもないことのようにございしますが、衆議院で長い間議論のありましたとを辿つてみますと、私は大抵新聞だけのことでございしますけれども、警察法案に関する議論が政治的な中にも申しますか、或る種のいろ／＼な団体の利害を中心にして議論を強く展開せられておる点が目につくのでございします。中正な、普通の冷静な判断で警察がどうあるべきかということについての議論よりも、何か別に目的があつて議論をせられておるような感じがいたすのであります。私がどういふ理由でこの公述人に御意見を受けたかは私は存じません。想像いたしますれば、私は昔役人としておりました当時、比較的長く警察の仕事をやりました。もう役人をやめてから二十五年でございしますけれども、その後も直接間接に警察に関心を持つておりますので、多分そういう意味で御意見を受けたかと思つてございします。私はそういう関係でございしますので、どういふ団体にも、どういふ方面にも何の関連も持ちません。私の持つております乏しい知識と経験によりまして、今出しております警察法案にどういふ考えを持つておるかというのを申述べて、御参考供にしたいのでございします。

先ず第一に、現在の警察制度、国家地方警察と自治体警察との二本建の制度をこのままで存置した方がよろしいか、或いは根本的な改正をすべきかという点に問題がございします。この論も一部分には行われておりますが、これは大した問題は今日ないようでありまして、大勢は現在の制度でいいけない、何か改革をしなければならぬということとは、恐らく世間の輿論ではないかと思つております。私も又この点につきましては死んだ疑いを持ちません。現在の制度を以てしては、日本の今日の治安秩序を維持する上から考えましても、又不必要な経費を浪費をしておりまして、警察の能率を上げる点から考えましても、改正をしなければならぬ急務に迫られておると私は信じて疑わぬのでございします。然らばこれを改正するとして一体どうする、今日は国家地方警察と自治体警察との二本建でございまして、やはり二本建はいけないということも恐らく輿論の一致しておる点ではないかと思つております。私もさうに考えております。これを一本にするとして、先ず第一に考えられることは、これを国家警察に統一するというところでございします。これも一つの意見として決して輕視すべきものではございしません。日本は昭和二十三年の警察制度ができまして、明治以来約八十一年の間、国家警察を以て一貫して進んで参つたのでございします。この時代の警察に対する考え方、その時代の経験、その時代の業績、その時代の欠点等は、国民の意識の上に今日明らかでございしますから、この是非の判断は割合に案にできると思いますが、ともかくもこれを国家警察に建直すということは、一つの意見として私は尊重しなければならぬと考えておるのでございします。

第二には、国家警察には欠点が多いから、これを一つ自治体警察だけにしようという意見がある。この自治体警察だけにしようというのはいろ／＼意見がございします。府県自治体に統一せよという意見がある。一方市町村を中心にした自治体警察にして、その残りの分について府県の自治体警察にせよという意見もある。いろ／＼ございします。ともかくも自治体警察のほうにしよう意見もあるでございします。そういう意見もあつて、今日の国内の諸情勢から考えまして、どういふ制度にするのが最も適當かということをしる必要があると思つて、理窟張つたことを申し上げておるのです。理窟張つたことを申し上げておるのです。幾つかの考慮を建直します上には、幾つかの考慮を建直しなければならぬ条件があると思つます。その第一は、警察は勿論行政部門でございしますから、その国の政治の大きな方針に適應するものでなければならぬと考えます。具体的に申せば、そのときの憲法が期待してあります政治の進み方に逆行するような制度にしてはならぬ、憲法の精神に適合したものでなければならぬ、これが第一の原則であると考えておるのでございします。この点は明治時代の憲法と今日の憲法とは申すまでもなく憲法の精神が變つております。これによつて行われます政治の運用も違つておるのでございしますから、明治時代の憲法に適合した警察制度が今日の憲法政治の下において適合したものとは私は言えないであらうと考えるのでございします。これを具体的に申しますならば、明治時代の憲法の下において最も立派な警察であつた国家警察は、今日の憲法の下においては適當でないという結論が出るかと考えるのでございします。

第二に警察は勿論行政作用でございしますけれども、警察の働きのうちには普通の行政作用のほか司法警察の仕事がございまして、昔と違ひまして、今日においてはいろいろ行政警察の部門が少くなりましたために、司法警察の警察部内における重点の置き方は變つて参りました。司法警察の重さが非常に増え参りました。犯罪捜査、即ち司法権の発動の前提になりまします事は、私が申し上げるまでもなくこれは公正なものでなければならぬ。強い中立性を持つたものでなければならぬ。警察が一堂一派に偏し、与黨のものならばこれは犯罪があらつても見逃してやる、反対黨のものならばこれは臆懼して縛り上げる、そういうことは裁判所において許されないと同様、その前提になりまします司法警察の作用においても深く注意をしなければならぬと思つてございします。言葉を換えて申しますならば、警察制度は行政作用ではあるけれども、中立性を保持し得るものでなければならぬという原則があると思つてございします。この点につきましても、日本の警察は遺憾ながら甚だ悲しむべき歴史を持つておるのでございします。これは皆様の古い方は御承知の通り、大正の末から昭和の初めにかけての政党内閣の華やかな時代におきまして、当時の政局担当者警察を政治のために利用し、選挙干渉に使つたこともまぎれない事実でございします。従つてこの点から見ますと、制度としては警察がさうな時の政府の意図によつて左右せられやすい組織になることは困る。警察の組織の原則に反するということになるだらうと思つてございします。この点が先に申しました、国家警察の色彩の強いものはこの憲法政治の下においてはいいけないであらうと

いうことを考えるのでございします。この問題につきましても、私どもの先輩の次田大三郎さんが過般新警察法案に対する所見という意見書を出しになつております。皆様のうちには多分これを御覧になられたかたがございすると思ひます。私の今申述べました点につきましても、次田さんが詳細に、次田さんはその当時警務局長を御自身でなすつたのであります。その当時の体験から如何に今日の国家警察をやるべきか危険であるかということの詳細にお述べになつておられるのでございします。若しも御覧になられてない方がございしましたら、是非一つお読みを願ひたいと思つてございします。

第三には、行政制度でございしますから、これは申すまでもなく能率の高さ、又経費のかからないものにならなければならぬ。今日の国家の財政の状態から考えましても、できることなら行政費は一厘でも一銭でも切り詰めたのが国民全体の希望でございします。現在の警察制度においては実は非常におもひ切りの経費が行われておる。人間以上のおもひ切りの金がかつておるのであります。これをもう少し適當な制度に変えましますならば、思い切つた人間の整理もできます。経費の節減も私はできると信じております。この能率とか経済とかいふことはかく閑却せられ勝ちなのでございしますけれども、私は新しく警察制度を改革するという以上は、この点につきましても決してこれを閑却してはならぬと考えております。

私が警察制度を考える根底の条件は

以上申述べましたようなことでございまして、これから帰納いたしました結論は、極めて簡単に申し上げますれば、府県の自治体警察に統一する以外に道がないというところでございまして、国家地方警察を廃し、現在の市町村の自治体警察を廃し、その代り府県の地方自治体警察にする以外に日本の理想的警察制度はない、かように私は信じておりますのでございまして、一体今日の都道府県は四十六ございまして、私が申しますような都道府県一単位の警察にいたしますならば、全国四十六の警察がございまして、その間に現在の市町村警察と国家地方警察の分立したておりまして、設備、人間、殊に幹部の数が非常に多い、これは皆様にお気付にならん方があるかも知れませんが、世界でこの国に参りまして、警察官の数が日本より多い国はございまして、比率に於いて日本は警察の幹部の多い国は私は絶対ではないと申しませんが、私の承知しておる範囲においては世界にありません。比率から申せば恐らく幹部の数が普通の立派な例えば安定的にございまして、警察の倍、幹部の数が倍ある、それだけ兵隊が半分になつておるといふことであります。こういうことは能率に非常に影響するのであります。経費にも非常に影響するのであります。これが今申しますような例えば四十六単位の警察に組織を減らすならば、或る程度直ちにこれを減少することができるのでございまして、のみならず都道府県になりますと範囲が広くなり、警察官の数も多くなりますから、今自治体警察においてよく言われます人事の行詰りを或る程度打開して行くことも

できますし、そのほか例えば現在の法制の上におきましては、有事の場合に保安隊の出動を要求します権限は都道府県の知事を持つておるのでございまして、治安維持の機関として警察と府県知事との関連を無視するわけにも参らぬのでございまして、これを都道府県一本の警察にすることはその点から非常に有利であるのでございまして。但し今私の申し上げております都道府県自治体警察は、警察法のあの原案に出て参りましたような都道府県警察ではないのでございまして、私の判断するところによりまして、あの修正を受けます前の警察法案は疑いもなく極めて強力な国家警察一本の制度でありまして、あれは大臣の説明などでは自治体警察などと言つておられますが、一体どこを押したらあれが自治体警察だと言へるのか、私は実に了解に苦しむのであります。あれが自治体警察と言ふなら、内務省の下にありまして昭和二十二年前の日本の警察も又立派な自治体警察というわけではないのであります。私の申し上げておりますのは純然たる自治体警察、即ち都道府県の警察本部長も又都道府県の公安委員会に任命権を持たなければいけない、任命権を持たした自治体警察でなければならぬ。こう申し上げるのでございまして、但し警察の仕事の内容には自治体的なもの、即ち市民の生命、財産の安全を保護する、或いは公衆の安全を守る、青少年を守るというものがあつて、共に、国の治安に関する仕事を持つていふことは疑いなくございまして、その分量は、分量から行けばそれほど多くございせんけれども、その国家の治安に関する警察の仕事の重きは、

重要性はこれは決して無視するわけに参りません。都道府県の自治体警察だからといって、国の治安に関することを無視してよいというはずは勿論ないのでございまして。従つて例えば警察本部長の任免につきましても、これが国の治安に両立しないような人間が部長になることは、私はお困りだろうと思ふ。それでございまして、府県自治体警察において警察本部長を任免しようとするときには中央政府の承認を得るという形にしたらよろしい。現在の修正案になつておりますものの逆でございまして。従つてそれ以下の人事は、これは勿論府県の本部長の任免に委されればよろしいのであります。併し、更に中央政府の承認を受けた警察本部長でありまして、その後になつてやつていくことが例えば一党一派に偏する、国の治安に関することについて働かない、或いは能力がひどく下がつていくにもかかわらず、地方の事情からこれを罷免をしないというやうな場合には、中央政府において自治体警察の本部長を罷免する権限を持つてもこれは私はよろしいだらうと思ふ。こういうことは外国においても例のないことではございせんので、現にニューヨークの市の警察は勿論市長の下に自治体警察でございまして、けれども、市の警察本部長を公選し必要があるものと認めました場合には、ニューヨーク知事が随時にこれを罷免することのできるものであります。又戦時中の臨時立法でございまして、イギリスにおいても過般の戦時中においては内務大臣が自治体の警察長を随意に罷免する権限を持つておつたのであります。これは私が申しますような強い府

県に自治体警察を置くならば、中央政府にそういう権限を与えることはこれはよからうと思ふのであります。併しそういう制限以外においては府県の警察の仕事は府県の自治体に委す。たゞ事務上治安に関することを国家が指し権を持つならば、それで差支えなからうと私は考えております。で、府県を今申上げましたような形で四十六の単位の警察にいたしますと、じや中央をどうするか、中央には公安委員会の下に警察庁を置くという現在の案で私は大体いいだらうと思ひます。でこの点について私はよく承りませんが、衆議院の公聴会でなにか委員のかたから、中央においては公安委員の制度はやるほうがいいじやないか、そういうものは外国にないじやないかという御質問があつたというのを承つております。これは私はその委員の御意見に一つ傾聴すべきものがあるとは私に考えております。若しも私が申述べましたような意味で府県の自治体警察がございすれば、或いは中央においては国家公安委員というやうな制度は要らないのかも知れせん。これは丁度府県、市町村の自治体に関する事務を中央において用つております自治庁の長官が大臣であり、それ以外のものは行政委員会と何らの関係ない行政官庁であるのと同じであります。たださうも考えますけれども、一方から見ますと、先ほど申述べました日本においては曾つて政党内閣が選挙干渉を行つた。これが日本の警察に一つの汚点を印しておるのでございまして、その危険を防止するためには、或いは当分の間中央にも公安委員会を置いてこれに警察の仕事を担当させる

ことは止むを得ないかと今は考えております。この警察事務を担当いたします大員、現在の法案から参りますれば公安委員長になるべき国務大臣でございまして、私はこの国務大臣については法務大臣又は保安庁長官との兼任を法律において禁止すべきものだと考えております。これは別に皆さんの前で御説明を申上げるまでもなからうと思ふ。全国に亘つての警察の仕事を担当させるものが一方において兵隊を持つており、又一方において兵隊を動かしておる、そういう権限を一人の大臣に集中せしめることは、私は民主政治の憲法の下においてはいいけないことであると思ふ。これは法律を以て禁止するまでもないことなので、こんなものは一体政治の常識だと思ふのであります。この内閣では数年来法務大臣に警察事務を担当させておるのであります。こういうことは私は政治の理想の上から言つて許すべからざることでありと考へておるのであります。で、公安委員会の下に置かれまして警察庁は私の申しますような都道府県の自治体警察中心であります場合には大きな組織を必要としないと思ひます。警察に関する仕事、各地方警察の連絡調整に関する仕事、或いは国会との連絡に関する仕事、法律の制定に関する仕事、或いは外国その他の警察の調査に関する仕事、これらの事務的なもの、警備でございまして、割合に小さな組織でよろしからうと思ひます。又いわゆる管区警察局のごときは必要がなからうと思ひます。いま一つ、これらの警察庁の長官以下は警察官でないほうがよろしい、或

まて、国民の生活に直結いたします。国民の自由、権利を守り、非常に国民に大きな影響力を与えるものでございますから、本来ならばこの制度の根本的の改革をするというならば、私は政府としては大きな調査会でもお作りになつて、各方面の意見を慎重丁寧に聞きなつた上で決定すべきものであつたと思うのであります。そういう措置がとられないで、卒然としてあのような法案ができましたことにつきまして、私は、実は政府の措置について国民の一人として非常に不満であります。のみならず一昨年から昨年にかけまして地方制度調査会が開かれております。私もその調査会の一委員でございます。警察制度についても極めて大綱みでございますけれども、審議いたしましたて答申をいたしました。併しこの答申案はあの政府の原案には全然盛られておらぬのでございます。全く無視された形でございまして、私は調査会の委員であつたからここで不平を申すのではありませんが、警察のごとき国民にこれほど大きなものを、ただ卒爾としてああいふ極端な国家警察に統一しようという法案を出したということには、国民として実に不満に堪へないのでございます。それでございすから、参議院において御審議になります際には、それらの点について特に御審議願ひたいのでございますが、ただ衆議院において審議をせられました途中においては、一つの見逃しがたい変つた現象が起つておるのでございます。これはその間において国家地方警察と市町村自治体警察との間において、悪

い言葉で言えば泥試合に近いようなやりとりがあつたように私は承つております。これは警察制度を考えますならば、或いは警察が正しく運営せられることを願つております国民の一人としては、実に私は残念に堪へんものでございます。すでに初めに申し上げましたように、警察制度がどうしても改革をしなければならぬ以上は、若しもこの国会においてこの案が成立せず、来年度に持越されることになりまして起りましたような現象が一年間続くのであります。又来年の国会においても繰返されるのであります。そうなりますと、連絡とか協調とかという大切なことが国家地方警察と自治警察の間は到底従来のような形では行かないと思ひます。このままで行きますれば、全国の警察官に対しては非常に大きな不安、動搖を与へ、又不満を与へ、又、警察と自治警察との間に感情的な対立を引起す懸念なしとは私は言へないと思ひます。その点も考えますと、今参つておられます法案につきましては、私は先ほど来申し上げましたような点から甚だ不満を持つておるのでございますが、警察制度を理想的に改めることについては、或いはこれを将来において確保する途を講ぜられまして、何とかこの国会において警察法案が通過をいたしました、曲りなりにも警察を安定せしめることが現在の事態においては必要ではないかと、私はかように考へておる次第でございます。非常に難解なことを長く申し上げます。其の恐縮でございます。

○委員長(内村清次君) 以上を以ちまして公述人の公述は終了しました。各委員のかたから質疑があります。な

員のかたから質疑があります。な

○秋山長造君 お三方から幾々貴重な御意見の御発表を聞かせて頂きまして、大体どなたの御意見も国警一本よりは自治警のほうがよく、という大原則においては一致しておるようであります。ただその自治警察の内容といふことになりまして、桑原知事、或いは高橋さん、又高橋雄雄さん、それら異なつておるようでありまして、自警よりも、少くとも国警一本よりは自治警がよろしいという点においてはこれは一致しておる。そこで問題は、やはり今警察法案に盛り込まれた内容が果してその自治警の線に沿つたものであるかどうか、ということをお我々は慎重に検討して見なければならぬと思ひます。そこで先づ最初に桑原知事知事にお尋ねをいたしたいのであります。実はこの問題が起つて以来、全国知事会或いは全国市長会とは申しまして、その中でも特にこのいわけの五大都市又それらの地域を包含しておりますところの五大府県、この両者から随分入れ代り立ち代り私どもがいろいろ御陳情を承り、又詳細な資料を頻りに頂いて参つておる。現に三月十五日附で、これは五大府県に更に東京都知事が加わりました。六大府県知事の連名を以ちまして、決議が私どもの手許に参つておる。この決議の中にも都府県警察は飽くまでも自治警察の本旨に基いて組織と運営を強く希求するものである、又府県一本の自治警察の早期確立に一路邁進せられんことを強く要望する、こういうように成るほど都府県警察ではあるけれども、それは飽く

まで自治警察でなければならぬというところをやはり強く謳われておるわけなんです。ところが先ほど桑原知事のお話を聞いておりますと、その意味しておる自治警察とは即ち政府の出しておる警察法案に盛り込まれたものが即ち自治警察であるという様な御見解に聞かされるわけなんです。その点について果して知事会の方で考えられておる自治警察なるものと、それから今現に私どもが審議をしておる警察法案に盛り込まれた府県警察というものが、びつたり一致するものであるかどうか、その点についての御見解をお伺いしたい。

○公述人(桑原幹根君) 秋山委員からの御質問でございますが、御質疑の点は我が主張いたしておりますところ、それが即政府の原案に盛り込まれておる考え方であるかどうかというところに尽きようでございますが、私も高橋知事の御意見を拝聴いたしまして、非常な感銘を得たのでございまして、私も先ほど理想をいたしましては全く高橋先輩がお述べになつたような警察制度、これを考へておるのでございまして、併しながら今日の政治情勢と申しますか、又今日すでに国家地方警察並びに市町村自治警察のありまするこの現状、これを前提といたしております。今日の改革の政府の原案、それをめぐる政治情勢等から判断いたしまして、政府の原案はこの際我々の主張に比較的近いものとして、我々がこの原案の衆参両院を通過することに熱意を持つべきではないかという様な意味におきまして、即ち我々の理想に一步も二歩も前進するものであるという意味におきまして、政府の原案、そうし

て又それが衆議院において修正されたその修正案を更に我々の主張に一致したものといたしまして、今日参議院においてこれが御審議になつておりますので、その審議が順調に参りまして、参議院におきましてそれが決定されますように希望いたしておるというところを考へ方の基礎といたしまして、公述を申し上げたような次第でございます。さう御了承願ひいたします。

○秋山長造君 実は私は桑原知事にこの席で面と向つて余りお尋ねすることでも多少憚られる気持がある。と申しましたのは、実は先般この件を調査しますために名古屋へ出張いたしましたので、そのときに名古屋さんと親しく膝を交へまして、いろいろこの警察制度の改正の問題についてお話を聞かして頂いた次第で、同時に名古屋市の関係の方からもやはり同じ問題についていろいろ御意見を承つた。そのときにどうも私は別に、五大府県と五大都市とのいわけの大都市問題について特別の市制についての紛争といひますか、年来のこの紛争問題に対しては別に介入するつもりもございせんし、又別にどちらの肩を持つとか、どちらの立場に立つという様な気持は全然ございせん。この点ははっきり御認識をお願いしたいと思ふ。ただ行きまして、両者の意見をいろいろ聞きまして、それぞれ御尤もな理由もあり、又事情も承知したわけなんです。併しやはりそれ以外にどうも特別市制の問題をめぐり紛争から醸成されて来たいわば感情的なしこり、高橋先生がさつきおっしゃつたようなそういうものがある。この点は非常に私遺憾だと思つたわけなんですけれども、併し先ほどの公述の中に述べられました中に、例えば都市警察を独立させておくと、都市の周辺地区が丁度エヤーボケットのようになつて、その辺に非常に犯罪が集中して来るという様なお話があり、実は名古屋に行きましたときにも、そういうお話を聞いたわけなんです。ところがこれは私は別に名古屋市の肩を持つというのではありません。これは事実問題としてお尋ねしているのですが、ところが市警のほうで提供された資料を拝見いたしますと、必ずしも実状はさうなつておらないのです。むしろ都市警察が非常は充実をして、むしろそれが周辺地区まで非常に活潑な犯罪の防止なり、或いは捜索なり、検査なりの活動をやりますために、却つて周辺地区の治安状態は非常にいいという数字が具体的に出ておる。又その後横浜その他大都市の周辺についても大体同じような数字を私もは見ている。そういう点について、どうせ先ほどおつしやつたのは名古屋の例を主として中心におつしやつたのだらうと思ふのですが、事実おつしやるようなことであるのか、それともこの市警のほうで出されておる資料のほうが事実であるのか、若しそういう点御承知でしたら伺いたいと思ひます。

○公述人(桑原幹根君) 秋山委員の重ねての御質問でございますが、名古屋市の警察が相当良好な成績を挙げていることは私も疑わないのでございまして、而もその資料につきましては、私自身どの資料でありますか、目を通しておりますので数字の点等につきましては確信を以て申し上げることはできませんが、併しそれは現在名古屋

うなつの数値は老え方からこれに随力することを拒む、数日たつてその質屋に行つた場合においてはその贖品はすでに姿を隠しておるというふうなことでございまして、かようなことは非常に例が多いのでございします。これが警察能率を非常に低下せしめておることでございまして、無駄であるばかりではなくして、能率が上らないというふうなことは、かような小さな事例を以ちましてそれが非常に多いということによつて、誠に大きな影響を各方面に与えておるということが推測できるのでありまして、かようなことによつて御諒察を頂きたいと存するのであります。

○委員長(内村清次君) 委員各位に申し上げます。高橋雄射君が十二時半までに退席をしたいという希望を申出られておりますからして、高橋雄射君のほうから先に御質疑をお願いいたします。

○若木勝藏君 時間もありませんので、私簡単に高橋さんに伺いたいと思ひます。

先ほどの御陳述によりまして、非営に御高説を拝聴いたしましたして、審議の上に参考になりました点が多々あるののであります。それに関連いたしましたして私二、三伺いたしたいと思うのであります。が、結局警察制度というふうなものは憲法に適合したものでなければならぬ、こういうふうなお話がありまして、そういう点からだん／＼理想的に述べて行く、自治体警察が本體でなければならぬ、こいうふうなことにございします。私はお話を聞いたのであります。が、そこではある／＼あります。けれども、この現行法でない今度の改正法、

これは憲法に適合しないというふうな点からこれを分析し、批判して行つたならば、著明な点はどういうところにあるか、この点について一つ伺いたい。

○公述人(高橋雄毅君) 前に出ておりまする案は、先ほど申しましたように私はこれは一本の国家警察の制度であると思つてございませう。今日の憲法の持つております特徴は主権在民、国会中心、地方自治の尊重、これが恐らく今日の憲法の持つております政治的な三つの意義であらうと思つてあります。警察は、先ほど申しましたように、国家的な仕事もございませう。地方自治的な仕事もございませう。これは混合の仕事でございませうから、実はどうつちに重点をおいて制度を作るか、国家の治安を中心にして国家警察を作るというところもこれは別に不都合とは私は考えませんが、憲法が新たに地方自治に関する一章を設けまして、地方自治について昔の憲法になかった特殊の規定を置いておりまする精神を酌みましますと、地方自治でやれることは地方自治でやれ、地方自治でやれないことは国家でやるのははなはだしいけれども、地方自治でやれる限りは地方自治でやれというところが、新憲法の要求しております一つの行政制度に関する大きな方針であらうと私はそう解釈しております。警察は自治体でやれるというところは、これは多少の能率云々とか、経費の問題とかいうことは別にいたしまして、やれるかやれないかということ、この五年間自治体警察が相当の成績を以てやつて来たことはこれは事実であります。これはどうも認めざるを得ない。即ち自治体でもやれる、

自治権尊重の憲法の精神に基いて自治体でもやれる。そう考えますならば、新憲法の下においては、できるならば自治体警察でやつて行くことが大きな政治の根本に適合するものと、私はこのうう趣旨で申上げたのであります。○若木勝蔵君 原則的のお話はよくわかりました。そういう点から考へて行きますと、結局今度の改正法の機構上の問題について、御批判が出て来るだらうと思つて、その点を一つ伺つておきたいと思つてあります。

○公述人(高橋雄毅君) 先ほど申しましたように、原案は私は国家警察と考へておりますが、衆議院で御修正になりました国家警察と自治体警察との中心問題は、要するに府県の警察本部長の任免権を誰が持つかというところでございませうから、その点については今度は非常に緩和をせられまして、中央の国家公安委員会では任免ができませんで、地方の公安委員会の同意が必要となつたのでございませうから、その点において地方の自治体警察の趣旨が実現したといへば言えるのでございませうが、併しなお他の点でも申上げましたように、もと／＼あの法案は国家警察の建前からできた法案でございまして、実は本部長の任免だけが同意を要したからというところで自治体警察に代るべき性質のものではないと私は思うのです。本日に府県自治体警察にするというならば、あの法案の根本的な修正を私は必要と思つてあります。五条、十条といつてそれで国家警察になつておつたものが自治体警察になるなどというところは得ない。あれは国家警察になり過ぎるという強い反対を緩和するために最小限度の自

治体の要求を入れた修正と考へられますので、本日に私の期待いたしますような自治体警察にするならば、恐らくもつとほかの何十条かに亘つて書き換へなければならぬと私は思つてございませう。その辺のことにありますと立法技術の問題に亘りますが、要點は国家警察になつた場合においても、仮に憲法の自治権尊重云々ということも第二にいたしまして、国家警察でも国家の事務があるのだからよろしいという趣旨から申しますれば、国家警察でも実はよろしい。現在でも半分は国家地方警察であるのだから、国家警察にしてもいいのであります。国家警察にすると、どうしても従来の日本の経験から官尊民卑の念がございませう。中央政府が警察を自由に動かせるということになりましますと、悪くするとこれを選挙に利用する、いわゆる選挙干渉が行われやすいのです。先ほど私の申上げました次田先輩などは、あゝいう国家警察にすれば選挙干渉だけは必至だと言つております。私は必至とまでは申しませんが、その可能性は多分にあります。今日又警察が一堂一派のために御用を勤めまして、選挙に悪影響を及ぼすことになることは私は決して不愉快に思ふ。現在社会の情勢が変りましたから、昔のようにやうと思つたつてやれるわけではございませうけれども、それでも例えばこういふことを申上げていかぬかわかりませうが、世間の伝へるところによれば、選挙運動費のごとき例をとつてみるならば、殆んど立候補をした人の大部分、九割何分までは選挙運動費用の超過のないものはないと言われておる。それはどうかというところ、そこに法律違

反がある、法律違反があれば警察は職責をいたしまして検査をしなければならぬ。何がしに投票しろという勧誘はできません。何がしに投票しろという勧誘のあつた者を挙げることにしてこれを防ぎとめるといふことはできないのでありますから、若しも警察官が野党の候補者の選挙違反を隅から隅までばくつて行くといふことになりますれば、これは私は一種の警察による革命が起るだらうと思つてあります。仮に何かの例をとつてみますならば、警察の最高の首脳者が一堂一派と相通じまして、時の野党の選挙違反については徹底的な攻撃をする、そういう方針を内訓をする、職権を持つておるのでありますからこれをやらせることになりましますならば、野党の候補者を片つ端から縛ることは決して困難でない。そういうような危険のある機構は何とかこれを變えなければならぬ。これを防ぎとめるに私は二つの途があると思つてあります。一つは現在のように国家公安委員会の政府の政策から全然切離すこと、二つは現在のように国家公安委員会の総理大臣はできない。国家公安委員会に握られておるからどうにもできない。現在の国家公安委員会は国家地方警察に関する限りにおいては政治から全く独立したております。それでございませうから警察を全国統一をいたして、而も国家公安委員会は政府から独立の行政委員会といたしまして、現在のようなものにして、その任命について国会の承認は受けるけれども、一旦委員となつた以上は政府の指揮命令は絶対に受けない、こういう方式で今申しましたような政治に利用することを防ぎとめるといふ途が一つございませう。

○若木勝蔵君 もう一点だけ伺いたいと思つてあります。そういうふうなお考えから行きてまして、先ほどのお話では国家公安委員会は存置してもいいだらう、併し公安委員長は國務大臣から出るとしても、法務、保安庁関係は絶対だ、こういうふうなお話であつたやうであります。併し私は今のお考えから行きましたら、国家公安委

す。これは確かに有力な途でございませうが、仮にこういうことになつて警察本部長が全国の警察を指揮命令することになりましますと、これは警察本部長は神様でございませうから、万一これが間違つた政治的野心でも持つて来ることになりましますと、これは大変なことになると私は思ふ。

いま一つは、私の申上げております府県自治体警察、これは強いものにいたしまして、府県の範圍内においては、例えば府県の公安委員長或いは委員とその府県の警察本部長との間にいふ／＼な問題があつて、県内においては如何わしいことは起り得るかも知れないけれども、これは県内だけでございませうから、全国の警察が選挙干渉をするといふやうなことは、國に与へます影響も甚だしく違つて来る、大きな影響はない。即ち国家全体の警察を政府から切離すか、府県単位で府県だけの範圍内で政府の干渉を切離すか、この二つの方法があります。私は國全体で切離すことはやめたい、先ず府県という一つの範圍内だけで政治的な干渉を防ぎとめるやうな途を講じた。これが先ず我々の知識経験で考へ得る一番いい制度ではなからうか。私の申上げておりますのは、そういう趣旨でございませう。

○若木勝蔵君 もう一点だけ伺いたいと思つてあります。そういうふうなお考えから行きてまして、先ほどのお話では国家公安委員会は存置してもいいだらう、併し公安委員長は國務大臣から出るとしても、法務、保安庁関係は絶対だ、こういうふうなお話であつたやうであります。併し私は今のお考えから行きましたら、国家公安委

反がある、法律違反があれば警察は職責をいたしまして検査をしなければならぬ。何がしに投票しろという勧誘はできません。何がしに投票しろという勧誘のあつた者を挙げることにしてこれを防ぎとめるといふことはできないのでありますから、若しも警察官が野党の候補者の選挙違反を隅から隅までばくつて行くといふことになりますれば、これは私は一種の警察による革命が起るだらうと思つてあります。仮に何かの例をとつてみますならば、警察の最高の首脳者が一堂一派と相通じまして、時の野党の選挙違反については徹底的な攻撃をする、そういう方針を内訓をする、職権を持つておるのでありますからこれをやらせることになりましますならば、野党の候補者を片つ端から縛ることは決して困難でない。そういうような危険のある機構は何とかこれを變えなければならぬ。これを防ぎとめるに私は二つの途があると思つてあります。一つは現在のように国家公安委員会の政府の政策から全然切離すこと、二つは現在のように国家公安委員会の総理大臣はできない。国家公安委員会に握られておるからどうにもできない。現在の国家公安委員会は国家地方警察に関する限りにおいては政治から全く独立したております。それでございませうから警察を全国統一をいたして、而も国家公安委員会は政府から独立の行政委員会といたしまして、現在のようなものにして、その任命について国会の承認は受けるけれども、一旦委員となつた以上は政府の指揮命令は絶対に受けない、こういう方式で今申しましたような政治に利用することを防ぎとめるといふ途が一つございませう。

○若木勝蔵君 もう一点だけ伺いたいと思つてあります。そういうふうなお考えから行きてまして、先ほどのお話では国家公安委員会は存置してもいいだらう、併し公安委員長は國務大臣から出るとしても、法務、保安庁関係は絶対だ、こういうふうなお話であつたやうであります。併し私は今のお考えから行きましたら、国家公安委

反がある、法律違反があれば警察は職責をいたしまして検査をしなければならぬ。何がしに投票しろという勧誘はできません。何がしに投票しろという勧誘のあつた者を挙げることにしてこれを防ぎとめるといふことはできないのでありますから、若しも警察官が野党の候補者の選挙違反を隅から隅までばくつて行くといふことになりますれば、これは私は一種の警察による革命が起るだらうと思つてあります。仮に何かの例をとつてみますならば、警察の最高の首脳者が一堂一派と相通じまして、時の野党の選挙違反については徹底的な攻撃をする、そういう方針を内訓をする、職権を持つておるのでありますからこれをやらせることになりましますならば、野党の候補者を片つ端から縛ることは決して困難でない。そういうような危険のある機構は何とかこれを變えなければならぬ。これを防ぎとめるに私は二つの途があると思つてあります。一つは現在のように国家公安委員会の政府の政策から全然切離すこと、二つは現在のように国家公安委員会の総理大臣はできない。国家公安委員会に握られておるからどうにもできない。現在の国家公安委員会は国家地方警察に関する限りにおいては政治から全く独立したております。それでございませうから警察を全国統一をいたして、而も国家公安委員会は政府から独立の行政委員会といたしまして、現在のようなものにして、その任命について国会の承認は受けるけれども、一旦委員となつた以上は政府の指揮命令は絶対に受けない、こういう方式で今申しましたような政治に利用することを防ぎとめるといふ途が一つございませう。

員会の委員長というものはたとえ法務
関係或いは保安庁関係からでなしに他
から出たとしても、やはりこれは内閣
一体のものになり得るので、その空
気がそこに入り込んで、先般のいわゆ
る指揮権発動というふうな不明朗なこ
とが同様に起つて来るのじやないか、
そういうふうな点が考えられるのであ
ります。従いまして、この国家公安委
員会というふうなものの存置というよ
りも、むしろ自治体一本で行くという
ことになったら、これはいわゆる都道
府県の公安委員会と連合会というふう
な形で行くのが或いはあなたの御趣旨
に副うのではないだろうか、こういう
ように考えられるのでありますが、そ
の点が一点。

それからもう一点は特高警察の問題
があります。これは国家の治安から
そういうふうなものが必要であるう、
併し従来のような特高警察ではこれは
困ったものだ、弊害が多々出て来る、
併し一旦特高警察というふうなものを
何らかの組織においても認めて行くこ
うな特高警察に進んで発展して行くの
ではないか、そういうふうな点も私も
は考えられるのでありますが、それら
の点について伺いたいと思います。

○公連入(高橋雄雄君) 第一の問題
は、話が少し別になることになりま
すと思ひまして申上げなかつたのであ
りますが、以前から国家の治安の關係
において現在国家公安委員というも
のが警察の仕事を持つておる、これ
は政府は治安に関する責任を負えな
い、ところが一方憲法では内閣は行政
上のあらゆる責任を負つてゐる、憲
法で行政上の責任を政府に背負わして

おきながら、實際は何の発言権をも許
さないというところは憲法違反ではない
かというところ、御議論のあることは
御承知の通りであると思ひます。で、こ
の論は私は実はあの主張をせられまし
た動機には必ずしも賛成ではない。と
申しますのは、そういう議論をするな
らば、一体教育についてはどうなんだ、
治安は国家のことだが、教育なんとい
うものは現在文部大臣がやると思つ
たつて何もできやしない。御承知の通
り文部大臣は教育の内容についても
処置も何もできはしない。政府は教育
について何の責任をも果し得るよう
な私は法制でないと思つてございま
す。これはこういう問題について、政
府の当局者は教育については一体連
だなんというところは言わない。治安に
関することだけ政府が権限があつて、
違反だとか違憲だとか何となくこと
を言ふ、そういうふうな妙な感じが私
はいたしておりますが、ともかくも政
府の一部で警察について政府が何の発
言権もないことは、政府が治安維持の
責任を果すに適當なる状態に置いてい
ないという主張はこれは無理もない。
或る程度においてこれを認めなければ
ならんと私は考へておる。そこでさつ
き申上げた衆議院において或る委員
員のかたが中央政府の公安委員をやめ
たらいいじやないかという意見があつ
たというのを聞きまして、私はこれ
は実にいい一つの意見だと実は感心し
たのであります。そういうことをさつ
き申上げたのでございしますが、それ
で或る程度において政府が国の警察の仕
事に干渉をし得るような形ではなけ
ればならぬというところは私はこれは必
要だと思つてあります。そういうも

のをやめてしまつて府県の公安委員連
合会でもいいじやないかという、そうし
ますと、現在でもそうでございま
す。が、例えば非常事態に関する政府の責
任、総理大臣の責任というものが一つ
ございします。それから非常事態までに
は行かないけれども、国の治安に関す
ることについては、政府が地方の自治
体警察に対して指示をし得る権限はこ
れはどうも私は認めなければならぬ
だらうと思ふ。行政上の責任を政府
に負うならば、少くとも指示権はど
うも認めなければ私は無理だと思ふ。
手足を縛つておいて働けということに
なるのでございしますから、無理だと思
ふ。そういういたしますと、非常事態と
か或いは公安関係の指示とかいうもの
については誰か政治上の繋がりがない
ければならぬ。こういうために自然にこ
ういふ警察事務の担任の國務大臣とい
うものは私は置かうがよいのだ、又自
然にこれは発生するのだ、こう考へる。
併しその場合においては、どうか大臣
は警察と兵隊さんとは別に、警察
はこれは行政部門の仕事でございま
すから、行政部門の仕事でござい
ます。警察と何となくという権限を二つも三
つも持つような大臣に持たさないことが
今日の民主政治の上において私は大事
なことだと、こういうことを申上げた
のでございします。

それからもう一つは、特高警察とい
う言葉が出て参りますと、実はこれは
非常に悪い。私もそういう言葉は使わ
なければいいのでございしますが、こ
れはそういう類のことをやるのはけし
かたないと言ひますと、皆さん御賛成のよ
うでございしますが、治安に関する過激
な運動がある。まあ今はなくなりまし

たが、例えば火炎びんを投げるという
計画をしておる、そういうことを治安
維持の責任を持つておる警察が知らん
でおつていいかということになると、
これは私は大変なことだらうと思ふ。
それでは治安維持の責任は保てませ
ん。それでそれから、どうしても世の中
の動き方について警察は目を光らして
いなければならぬ。ただそういう調べ
方について昔のような陰險なことをし
たり不法なことをしたり、常識で許さ
れんようなことをしてはいけませんが、
そうでない限りにおいては警察は目を
光らして治安関係の情報を持つていな
ければならぬということまでは、これ
は私はどなたが警察を持つておいてに
なつても、どなたが政府の当局にお立
ちになりまして当然おやりになるこ
とである。特高警察という言葉を
使うことは、私は非常に悪い誤解を起し
ますからいかに思ひますが、そういう
種類の仕事だけはこれはどうも私はや
めてしまふということは無理だと思
ふ。それは治安の維持などはどうでも
いいということなら別ですが、そうい
うことはまあ私どもの経験から行けば
許されないと、こういうふうな考へて
おります。

○若木勝蔵君 それからもう一つ、内
閣公安委員会を存置する場合に委員長
を大臣から指名する。任命する、こ
ういふ点につきましては、あなたの御趣
旨から行けば、公安委員会がたとえ存
置されたとしても、大臣を以て任命す
るということはどうも私はよくない
ように思ふのであります。その点
を一つ聞き落しましたので……

○公連入(高橋雄雄君) これはまあそ
ういふ委員長にして警察事務を担任さ
すのか、委員長にしないで警察事務担
任の大臣を入れるのか、これは私は委
員長にしたから失にけしからぬとい
ふには考えない。誰か大臣は警察の
担任をしなければならぬから、あ
あいう形で担任をさすことも一つの途
だと考へておられます。併しまあ細かい
法文から見ますと、あれは理屈を言
えば随分ひどい規定で、公安委員会と
いう制度はあるけれども、公安委員長
たる國務大臣が招集しなければ公安委
員は活動することができないのです。
公安委員が招集しなければ委員会
が開けないのです。悪く言えば半年開
かすとも済む、今の法律から行けば。
こういうことは私は立法としては随分
ひどい規定だと思ひますが、これは法
条のことで余り申上げませんけれど
も、ともかくもあの公安委員長に國務
大臣を入れるというのも一つの方式
で、まああれは失にけしからぬとい
うほどに非難をすべきものと私は考へ
ておりません。

○伊能芳雄君 高橋先生大変お帰りが
お急ぎで誠に恐縮でございますが、少
し根本の問題をお聞きしたいと思ひま
すが、お急ぎの關係上極く簡単なこと
だけ三、四伺いたいと思ひます。

先ず自治警と國警との併立のために
非常に、どういふお言葉をお使いにな
りましたかと思ひますが、直接働く警
察官よりもいわば管理するほうの部門
が非常に多くなつておる。この二つを
解消することによつて人事能率上、或
いは経費の上非常に節約になる、こ
のお考えよく拝承したのであります
が、今回の改正にいたしまして、中
央の部分におきましては非常に多いよ
うに思ふのであります。この点につ

たが、例えば火炎びんを投げるという
計画をしておる、そういうことを治安
維持の責任を持つておる警察が知らん
でおつていいかということになると、
これは私は大変なことだらうと思ふ。
それでは治安維持の責任は保てませ
ん。それでそれから、どうしても世の中
の動き方について警察は目を光らして
いなければならぬ。ただそういう調べ
方について昔のような陰險なことをし
たり不法なことをしたり、常識で許さ
れんようなことをしてはいけませんが、
そうでない限りにおいては警察は目を
光らして治安関係の情報を持つていな
ければならぬということまでは、これ
は私はどなたが警察を持つておいてに
なつても、どなたが政府の当局にお立
ちになりまして当然おやりになるこ
とである。特高警察という言葉を
使うことは、私は非常に悪い誤解を起し
ますからいかに思ひますが、そういう
種類の仕事だけはこれはどうも私はや
めてしまふということは無理だと思
ふ。それは治安の維持などはどうでも
いいということなら別ですが、そうい
うことはまあ私どもの経験から行けば
許されないと、こういうふうな考へて
おります。

いて如何でございましょうか。

第三点は、現在の都市警察と國警の間、或いは又市と府県の間にいるのわだかまができておることを非常に心配しております。殊に治安に任じておる末端の警察官まで非常に不安に陥られておることは誠に心配に堪えないところでありますが、今回の衆議院の修正の五大都市解消を一年延期したということは、これはこの一年間というものは非常にさういう問題で不安な状態に置かれるのじやないかというふうな考えますが、この点についてはどういふふうな御感想でありますか。

第三点は、府県の本部長の任命方式はよくお考えがわかりましたが、首都警視總監の任命についてお述べにならなかったように思いますが、今回の修正案について更にどういうふうなお考えでありますか、伺いたいと思います。以上三点を極く簡単に結構でありますが、お願いしたいと思います。

○公述人(高橋雄豹君) 幹部が外国のものと比較すると非常に多いということとは、これは私は先刻も申し上げましたが、府県の自治体警察を中心にした警察制度にいたしますならば、本部並びにこれに附随いたしております方面の人員は思い切つた整理ができるだらう。実は数字までは申上げませんでしたが、今日世界で警察制度として一番安定をいたしておりますものはイギリスだと考えますが、イギリスでは警視庁にいたしましても地方警察にいたしましても、幹部と巡査の比率は、百人のうち幹部の数は二〇%未満でございます。一九%何分というのが、これがイギリスにおける大体の長年の安定した数であります。ところが国警だけを

とつてみしても、一番多かつたかどうかわかりませんが、昭和二十五年末においては幹部の数が三九%六、約四〇%までは幹部でございます。イギリスに比較をいたしますと倍の幹部がおる。これはまあいい／＼な実は原因があると思ひます。その当時のアメリカの指導がこういうことに至らした点もあります。或いは自治体警察との間の待遇に開きが大きいことが事実上こういうことをあらしめたということもあると考えております。ともかくも日本の警察は、この点で國營と言わず自治體と言わず、著しく幹部の数が多いのであります。将来警察が正しくできました後においては何とかこれを一つ正常な形に変えてもらいたいのでございますが、そのために、警察の組織が簡単になれば自然にこれは減つて来るだろう、こういうふうに私は考へておるのでございます。

第二の五、大市警の一年間延期ということは、私は実はどういう理由であんないうものができたかよくわかりませんので、多分これは世俗の言葉で言えば、一種の政治的な解決方法、あの場になつて理窟抜きにしてそういうことで終つたということではないかと思うので、これは私は余り批評することを選けないと考えております。

第三の東京の問題につきましては、私は都道府県を通じて自治体警察ということを申上げました。実は世間には、仮にお前の言うような自治体警察もいゝが、世界各国どこを見たって首都に自治体警察なんという国はないじやないか、だから東京だけはこれは国警にしなければならんという論が非常に多いのであります。併し私は実はその点

も今お話のような意見とは違うのでございまして、首都についても普通の自治体警察、即ち東京都公安委員会の任免する警視總監、その任免については政府の同意を得ることにすればそれで差支えない。私はこういう意見を持っておりますのであります。これはいろいろまあ理由がございますが、仮に東京を国家警察にする、他の府県と別のものでありますということになりますと、地域的に又個々に自治体警察と国家警察の二種類のものができて参るのであります。これは実は何と申しまするか、伝統的な国と民間との関係というよう

性質の違つた二種類の行政組織ができ
ますと、これは連絡協調等のために非
常に不都合が起る。一番簡単な例を申
まするならば、仮に東京を首都警察
で以て国警にして、ほかの県を自治体
警察にいたしますならば、数年なら
ずして必ずや東京と他の府県との間の

警察官の待遇に大きな開きが出て参ります。具体的に言へば國家地方警察、或いは國家警察であるところの東京都の警察が待遇が悪いことになる。これは目に見えておる。これは現在國家地方警察と自治体警察の待遇を調べてみればわかる。これは自然の趨勢で止むを得ない。そういうこともございまして、東京だけを別種のものにするこ

私は余り賛成じゃない。併し、東京のような治安上大切なところを自治体警察でやるはずがないじゃないかとという意見がある。併し、私はどうもそういうふうに思わない。先年メーデー事件があり、或いは最近は宮城前の不祥事件がある等々のことで、警視庁が随分非難的になっております。私は毛頭警視庁を弁護しようという考えはご

さいません。警視庁のやり方についても私は個人として非常に批評すべき点々を持っておりますけれども、あれがなくても、警視庁が自治体警察でなかつたならば、ああいう事故が起らなかつたであらう、という保証は私は何人にもできないだらうと思います。併し、仮にあれが国家警察で直轄なすつておつても、メーデー事件のごとき不祥事は起つたであらうという可能性は多分にあると想像いたしております。私自身は、実は話後は少し飛びますけれども、日本の自治制度ということにつきまして、或いは府県、市の自治制度というものにつきま

て多大の望みを持つております。世間には多く市町村は自治制度として発達するだろう、府県は自治制度としては駄目だという論が非常に多い。私はそれは考えておらん。若しも憲法精神に従つて国民が本当に自治を愛好する念があれば、府県という広域地方自治

市体は必ずや発達しなければならん。町村自治体と併立した広域自治体は置く必要もあり、発達せしめる必要がある。又発達する可能性があると実は私は信じておる。そういう点から東京都につきましても、必ずしもほかの県と違つた組織をしなければならんということとは私は考へておらん。

○松澤兼人君 お急ぎのようであります。

すから、簡単に一つだけお伺いしたい
と思います。

実は私御質問申上げようと思つてお
りました点は、今高橋さんから最後に
お述べになりました点で、府県性の格
なり或いは府県の職能なんというもの
に非常に大きな期待を持っておられる
ということを只今初めて承りました。

実は高橋さんのおっしゃることは府県

の完全自治警ということであらうとこ
う思っておたのでありますが、そこ
で問題は、少しこれは警察そのもの
はそれるわけでありませうけれども、
府の性格の問題でございまして、先
ほど高橋さん、奥さんのほうから、
やがて或いは知事の官選ということが
行われるかも知れないというよう
な、こういう一つの見通しもお話さ
れております。そういうふうな知事
が官選として、広域公共団体として
府県というものが将来も自治体とし
て完全自治体としてやって行けるか
どうかという問題をまあ考えなければ
ならぬ

ないと思うのですが、その隠知事が若し官選になった場合、府県完全自治体というものが果してあり得るだろうか。どうか。そのときには府県自治体警察というものの性格が変つて来るのじやないかということをご心配するわけであります。併し府県公安委員会というも

のが完全に府県の行政権力から離れて独立していれば、完全府県自治警という性格は保た得られるというふうにも考えます。その点につきましてお見通しのほどをちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○公述人(高橋雄財君) 実は少し政治的な見通しは私は申述べるべき立場にありませんのでお許しを願ひたいと思ひます。

いですが、私個人といたしましては、府県の知事の官選かどうか知りませんが、政府任命方式には絶対に私は反対でございます。私は公選の知事を守るべきものだと考えております。但し、少し出過ぎたことでありますが、今のように知事が在職中に年柄年申選挙権をやっていくということは一つやめてもらいたい。具体的に言えば、知事

は一回限り、再選不可能、桑原さんに
はちよつと恐縮であります、再選禁
止、これで一つ府県知事の公選制度を
維持する、これが私の希望であり念願
であります。従つて今のお話の点につ
いてははつきり申せませんが、仮にそ
の一部の人の言つておられるような知
事官選という制度が出て参りますと、
私の抱いております理想は実は非
常にほけるのです。非常に困るのでご
ざいます。併しその場合においても若
しも公安法の制度を守り抜くことがで
きますならば、警察法の限りについて
府県公安法の制度を守り抜くことがで
きますならば、仮に官選の知事が参り
ましても、警察の運営、警察の活動に
ついては警察と知事とは独立してやつ
て行けるだらうというふうに私は考え
ますが、併しそうなたつた場合にその府
県が完全な自治体と云えるかどうかと
いうことになりまして、私は非常に疑
問だ。これは自治体ではありましよう
が、自治体としては非常に弱いものにな
る。又それは国民のために決して喜
ぶべきことじやないと私はそう思つて
おります。

○委員長(内村清次君) ほかに御質問
もなければこれで午前の公聴会を終
り、暫時休憩をいたしたいと思いま
す。

午後零時四十八分休憩

午後二時九分開会

○理事(石村幸作君) これより警察法
案及び警察法の施行に伴う関係法令の
整理に関する法律案につきまして、地
方行政委員会の公聴会を休憩前に引続
き再開いたします。

再開に当りまして、公述人として御

出席下さいました各位に御挨拶を申上
げます。

本日は御多用申お繰合せ頂き、この
公聴会においで下さいましたことを厚
くお礼を申し上げます。御承知のこと
く、現行警察法は昭和二十二年末に新
らしい警察法として出されたものであり
ますが、今ここに警察法案として改正
案を内閣は提出して参つたのであり
ます。本法律案が提出されるや、各方
面より多大の関心が寄せられており、
本委員会としても、その重大性に鑑み
まして、公聴会を開催いたしました。こ
れは、公聴会を開いたことにより、
国民の各方面からの意見の御意見を
を拝聴することになったのでありま
す。どうか腹藏のない御意見を聞くこ
とができますようにお願いをいたした
のでございます。各位一人一人の公述
時間は三十分程度にお願いしたいと存
じます。公述は求められたこと以外に
は言わないようお願いいたします。
又公述がみな終了しました後、各委員か
ら質疑がございまして、御遠慮なく
お答えを頂きたいと存じます。

それではこれから始めることにいた
します。先ず宇都宮市議会議長高橋新
吉君にお願いをいたします。

○公述人(高橋新吉君) 私は全州市議
会議長会長の職にある宇都宮市の市
会議長高橋新吉であります。今日警察
法改正法案につきまして、全州市議
議長会の意見を公述する機会を与えて
下さいましたことに對し厚く御礼を申
上げますと共に、皆様が地方行政のた
め常に何くれとなく御尽力を賜つて
おりますことについて、深く感謝の意
を表する次第であります。

今回政府の提案いたしました警察法
改正法案につきまして、私も宇都宮市

政に關係いたす者といひましては、
全く納得の得ないものがありま
す。私も民主政治の発展のため
はその基礎である市町村自治の充実強
化が絶対に必要であると信じてゐるの
であります。自治警察は市町村自治の充
實とは全く離るべからざるものであり
ます。地方自治法第二條第三項に地方自
治体の事務を列挙するに當り、その筆
頭に「地方公共の秩序を維持し、住民
及び諸在者の安全、健康及び福祉を保
持すること」と掲げております。ま
さに、地方公共の秩序の維持、住民の安
全の保持は地方公共団体、特に住民と
直結する市町村にとりましては最も重
要なる事務であると言われねばならな
いのであります。それでありまして、
市町村は終戦直後の混乱時代から今日
に至るまで、財政上の困難は勿論、幾
多の障害を克服いたしまして、今日の
自治体警察を育成いたし、漸く軌道に
乗せることができたのであります。住
民も又過去の国家警察当時の苦難から
解放され、自分の警察であるとの親近
感から自治体警察に対する協力を惜し
まなかつたのであります。勿論現行警
察制度の中には一部欠陥のあることは
否定できませんが、その欠陥を是正
するため今日まで政府は何らの努力を
も払わず、放任のまま自治体警察が漸
く軌道に乗つて活動し得る状態になつ
たときを見計らつて、一挙に府県警察
の名目によつて都市警察を廃止しよう
とするのは、民主政治を無視し、市
町村自治を顧みない暴挙であると断じ
ても差支ないものであります。かかる
ことで今後どうして地方住民の地方自
治に對する熱意と協力を求め得るかを
疑うものであります。前に申上げまし

たように、秩序の維持、安全の保持が
地方自治の根幹である限り、都市警察
は存置すべきものと考へるのでありま
す。殊に行政警察が市町村の事務と密
接な關係を持つて点からしても、都市警
察存置の必要を痛感する次第でありま
す。人事を国家警察に一本化して系統
化するとは、まさに過去の警察國家を
再現する禍因となるのみならず、少
くとも時の政府の動向に従つて警察が
動揺し、その弊害は予想せられるので
あります。又人事自体にいたしまして
も、全国一つの系統の下に固まり、い
わゆる警察畑だけが始終することは、
過去の陸海軍畑に見受けられるように
その教養、性格などに偏向を生ずる虞
れが多く、その点からも人事の國家一
本化には反對せざるを得ないのであり
ます。従つて人事は地方公安委員會の
手に委ね、地方公務員となすことが妥
当であると主張いたすものであります。
たとえ幹部職員の一部でありまし
ても、警察本来の使命から命令系統の
確立、迅速処理の建前から、これを國
家公務員といたしますれば、全員を國
家管理に移した場合と殆んど同様の効
果を生ずると考えられますので、たと
え一部なりとも國家公務員とすること
は反對せざるを得ないのであります。

これに要するに、都市警察は原則と
してこれを存置し、人事、給与等は市
公安委員會がこれを管理し、職員はす
べて地方公務員とするということが私
ども全州市議會議長の主張いたす三
原則であります。併し現在三百九十市
の中には、その市の実情からいたしま
して自治体警察を維持し得ないものが
あるものであります。而もその半面小都
市でも警察存置に熱意を傾けているも
のがあるものであります。希望いたさ
ない都市が存在するといふことが地方
自治の本旨からすれば直ちに自治体警
察を一切廃止するといふ理由にはなら
ないものであります。私も都市の実情
から見ますと、都市警察存置に對する
熱意は必ずしも人口の大小、地域の広
狭にかかわらないものであります。従
まして、都市の場合にも、現行制度の
町村自治体警察の場合と同様住民投票
によつてその存廃を決定することにし
て頂くことによつて、その土地の民意
にかない、民主政治の本領が發揮せら
れるものと考へるのであります。

以上私どもの希望を陳述いたしましたの
であります。現行制度の上において
も連絡、人事などに欠陥があることは
事実であります。併し國家的事件につ
いては總理大臣に指揮権を与えるこ
と、人事については地方公務員法の特
例を設けて恩給年限を算入するなどの
措置を講ずることによつて欠陥是正の
途は開き得ると信ずるものであります。
経費につきましても、現行制度は
保安隊創設以前であり、警察が唯一の
治安關係機関であつた当時のものであ
りますから、自衛隊などの整備せられ
た今日、定員の減、その他の節約につ
いて、私ももとよりいたしまして極力努
力いたす覚悟であります。現に条例定
員より相当減員いたしておる市も存在
するのであります。必ずしも府県警
察の一本化を実現いたさずとも所期の
目的を達し得ることと考へるのであり
ます。むしろ現在の府県の財政の実情
から見まして、過去の事例から推測
いたしますならば、府県警察の創設に
よりまして、寄附金などの名目の下に
都市住民の負担は實質的には増加する

のもあるものであります。希望いたさ
ない都市が存在するといふことが地方
自治の本旨からすれば直ちに自治体警
察を一切廃止するといふ理由にはなら
ないものであります。私も都市の実情
から見ますと、都市警察存置に對する
熱意は必ずしも人口の大小、地域の広
狭にかかわらないものであります。従
まして、都市の場合にも、現行制度の
町村自治体警察の場合と同様住民投票
によつてその存廃を決定することにし
て頂くことによつて、その土地の民意
にかない、民主政治の本領が發揮せら
れるものと考へるのであります。

のでないかと恐れるのであります。
以上申し上げた通り、欠陥の是正、経費の節約について私どもは決して協力することにやぶさかではありませぬ。進んで能率の増進に努めたいと考えておるつもりでありますので、右趣旨を御了承下さいまして、都市警察は原則として存置して、私どもが地方自治の本旨を完遂できますよう、御配慮のほど心からお願ひ申上げる次第であります。

これを以ちまして私の公述を終えます。御清聴有難うございました。

○理事(石村幸作君) 次に、毎日新聞編集局長佐本利男君にお願いいたします。

○公述人(佐本利男君) 警察制度が布かれましてから七年間になりました。この間日本の特殊事情と申しますか、こういうふうな理由となりまして、現行の警察制度に欠陥が出て来たという事は私どもも認めるものであります。これはまあ市町村地方自治体の非常に狭小であること、狭いということが一つあると思います。或いは又財政負担、財政上の問題が出て来ていることも事実だろうと思ひます。結局占領政策によつて布かれた新しい警察制度が、現実の上ではどうかと申しますと、この資料にもありますように、市町村で以てその当初創設當時に比べますと、約四分の一が警察を持たなくなつてしまつておる。返上しておる。国家地方警察に返上してしまつたのが四分の一になつてしまつたという事実、それから又警察の細分化によりまして能率が落ちる、或いは縄張り争いがある、こうしたような欠陥が出て来たことはたしかであります。従つ

て、これらの点を組織なり或いは運営の上では正しなければならぬという政府の主張は一応納得できるものであります。ただその場合に私の考えております点で重要なのは、憲法の規定第八章の地方自治及びこれに基いて作られております地方自治法の精神を如何にして活かして行くか、地方自治の精神を育てて行くかという配慮が先ず第一番に必要ではないか。

第二番目には、いわゆる警察国家と言われる体制にできるだけ近付かないようにすること、警察というものが人民のものであり、国民のものであるという考え方を現行の組織運営の上に活かして行く、これが第二番目に必要ではないかと考えます。

それからもう一つは、これは先ほどの警察国家に近付かないという趣旨に則するものであります。警察を余りに中央集権化することは非常に危険が多い。中央集権化によつて確かに能率は上り、現行警察制度の或る程度の欠陥が是正されることは事実であります。が、それに伴う弊害というものがこの際我々は十分に考えて見なくちゃならないのじやないかと思ひます。同時に又中央集権化ということになりますと、おのずからそこに警察の政党化というものも伴ひやすいものであります。現在の警察組織なり運営を是正する場合に、以上申述べたような点を我々は先ず第一に念頭に置かなければならぬと信ずるものであります。警察法案は政府原案が衆議院で修正されました。原案自体に対する批判とは又別個な形になつて参りました。私が初めに申上げました自治精神と自治の制度を育てて行くということと、そ

れから又できるだけ警察に国民の考へ方なり意見というものを反映させるといふ立場からいたしますれば、例えば国家公安委員会を初めといたしまして、その各種地方におきます委員会との立場が政府原案より少し強化されたという点は認められると思ひます。大體現行警察制度の中心は中央集権化された警察を地方に分権するということと、地方自治体に任せるといふこと、その主体は国家及び各種の委員会に、公安委員会にあると思ひますが、政府原案は警察制度、組織の欠陥を余りに強く修正しようとするために、国家公安委員会初め各種委員会の権限を一挙に小さくして名目上のみのものにしたきらいがあると思ひます。従つて例えば警察本部長、警察署長の任命権、或いは都道府県の警察本部長の任命権を国家公安委員会に与えたことは、内閣総理大臣でなしに国家公安委員会がさめるようにしたことは、私は修正案のほうが大によろしいというふうにと考へ、修正案に大體賛成するものであります。まあ政府の一番重要に思つておられることは、恐らく治安の責任が一体どこにあるのかはつきりしない、この現状を何とか形を改めなければならぬという点にあると思ひます。その点では趣旨はよくわかるのであります。が、先ほど申すような私の考へ方によりまして、例えば修正案には出て参りませんでしたが、国家公安委員長に國務大臣を以て當てるという点、これは政府原案の通りになつておりますが、この点に全然手を触れなかつたことは私自身は少し意外に、ちよつと不満に思つておるわけです。これも政府の治安に対する責任を明確にするために國

務大臣を委員長にするという趣旨でありますが、例えば法務大臣の説明の中には、政府の治安に対する国家的な考へ方が公安委員会というふうな中立、中正な判断によつて通過された上に、警察運営の上に現われるようにした、政府の政治責任、治安責任と警察の政治的中立性の調和を図つたものであるという説明をされたのであります。が、やはり現段階におきましては、私は國務大臣が委員長になることはいわゆる警察の中央集権化を急にする虞れがあると思ひますし、而も条文によりますれば、委員長の手によつて会議は招集される、会議の表決には加わらないと言ひながら、可否同数のときには委員長が決するところによるといふことになりまして、最後の決定権は國務大臣たる委員長の手にあるわけであります。ですから會議の表決には加わらないと言ひながら、十分な権限を持つておるといふことになると思ひます。国家公安委員会と政府との連絡、或いは治安の責任の問題などのために國務大臣が国家公安委員会と始終連絡をするこの必要は十分に認めますし、現行法ではその点少し欠陥があると思ひますが、それならば国家公安委員会の委員長には一応民間人を充てて、國務大臣は別個の形でこの公安委員会に出席するなり、或いは又政府の治安に対する考へ方を国家公安委員会に説明するなりの方式をとつたほうが健全ではないかというふうにと考へるわけであります。

もう一つここに疑問がありますのは、欠点と思われまゝのは、いわゆる公安委員というものの人の問題であります。中央、地方の公安委員会を見て参りますと、非常にうまく行つておる公安委員会もあり、同時に又これがボス化して、とかくの噂をまかれる公安委員もあるわけですね。もつぱらこれは人にかかると思ひますので、その意味で公安委員の選び方というものは私は十分に配慮されなければならぬのではないかと。この委員の任命を見ますと、国家公安委員会の公安委員には任命の規定を緩和したしております。例えば原案には「警察又は檢察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者」から選ぶということになつておりますのを、衆議院においてはこれに修正を加えて「任命前五年間に」、五年前までやつておられなければ差支えないというふうなことにして制限を弛げまして、できるだけ公安委員としては適当な人を選ぶという意味で選考の範圍を拡げることは賛成であります。併し警察又は檢察の専門家が公安委員になるという点については、もう少し私は政府原案ほどでなくとも、もう少し制限を加えたほうがいいのではないかと、このあたりがいろいろあります。

それからいよいよ政府案の自治体警察廃止、これが都道府県警察に一本化されるわけでありますが、これに関連して今度の修正案は、五大都市に限りまして一年間現行のままというふうな妥協的な案を決定いたしました。五大都市警察の問題はこれは非常に論議の多いところでありまして、五大都市だけではなくして、現在一応警察を持つております都市はほぼ安定して来ておる。これはその都市々々の住民の状況、或いは地方自治に対する熱意というふうなものが関係しておるだろうと思ひますが、現在で警察効率を挙げて

行こうとする場合、政府が都道府県という単位を考えたことは、日本の地理その他から行きまして一応妥当だと思ひます。この辺が先ず適当だと思ひますが、冒頭申し上げた地方自治を何とかして育てて行きたいという私の考え方からするならば、現在都市警察を持つて、自分の手で以て警察をやつて行きたいという熱意のある都市に対しては或る程度認めて行かなければならぬのではないかと考へます。現在はまだ町村で以て警察を持つておりますのは僅かに四百六であります。非常には減つてしまひましたが、將來の財政規模、財政負担その他を考へまして、これらの町村全部に警察を持たせることの必要はそれほど強く私は主張いたしません。五大都市だけは、或る程度の実力を持ち、財政負担があり、住民が自分の警察を維持して行こうとする自治の精神の強い都市には、五大都市と同じように都市警察を認めて行くべきではないか。これを一挙に廃止してしまつて、或いは地方諸都市の希望なり要求を無視して都道府県単位に強行することは、私は現在の段階からしては好ましくないように思ひます。

それから又今度の修正案によつて妥協されました五大都市の現行のまゝ一年放つて置くというやり方は、これは問題を解決することには苟もならないと思ひます。その基本にはいづゆる特別市制の問題がありますし、人口五十万以上のこれらの都市が例へば警察という行政を取りはずされてしまふ。警察の中には、例へば交通警察のような市政との密着したものもあるわけでありまふ。こういうふうなものも一括し

てすべて取つてしまふということは、果して実情に適つておるかどうか、私は疑問とするところでありまして、先づこういう五大都市については特別市制の問題が基礎にあるのでありますから、これを先に片付けて、そうして然るのちにこの警察のあり方をきめるべきが妥当ではないか。本を捨てておいてその一部分だけを削ぎ取つてしまふというところは、これは私は政治の正しいやり方ではないというふうに思ひます。

都道府県の公安委員会は、これも修正案によりまして、五大都市に限ります。その中に五大都市から選ばれた五大都市を代表する公安委員を任命することになつております。これはどういふふうに政府原案及び修正の立場から言へば、このやり方は一種の妥協案でもありますが、その都市の意向を公安委員に反映させる意味で私は妥当だと思ひますが、更に例へば五大都市以外の、若しこの原案のまま、修正案のままで行くとしたら、五大都市以外同様の大きな都市についてもこれは十分に同じような措置、制度が考へられなければならないのじやないかと思ひます。要は先ほど申上げましたように、欠陥是正を急ぐ余り地方自治の制度を枯らしてしまわぬように、七年間で漸く軌道に乗つて参りましたので、それからその根を枯らさないような配慮が私はどうしても必要ではないか、その意味合で欠陥の是正ということと地方自治を育てて行くことと相矛盾するようでありまふが、その間にまだまだ私は調整すべき余地があると思ひます。衆議院の修正案は或る程度私た

ちの希望を容れたものではあります。が、まだ不十分な点があることは先ほど申上げた通りであります。以上で私の考え方を申述べまして、これは私個人の意見でありまして、毎日新聞の意見ではないことを最後に付け加えておくものであります。

○理事(石村幸作君) 次に、日本弁護士会連合会代表長野國助君。

○公述人(長野國助君) 大抵現行の日本の警察法はアメリカ流の警察制度を採用したものでありまして、その主な狙いと申すものが二つあると思ひます。その一つは警察を政府の手から國民の手に移そうとする考へ方でありまして、その結果としたしまして、公安委員会というやうな制度が生まれて來たのであります。その二つは、警察設置の単位を市町村に置いて、警察の中央集權化を防ごうとした点でございます。ところが實際やつてみると、いろいろの行過ぎや非能率の面が現われますし、且つその経費の点でも負担し切れないというやうなところもだん／＼目立つて來たので、今度の改正が企圖されるやうになつたものと思ひます。

そこで、今度の警察法案でございすが、現行法に比べますという幾分良くなつたところもありますが、反対に悪くなつたところもあるやうに思ひます。これはのちに衆議院で修正せられましたけれども、一応修正前の原案について申述べます。そこで、細いところは別といたしまして、肝腎なように思ふところを挙げてみますと、大體次のやうに思ひます。

第一は、現行の國警、自警の二本建を廢して、府県単位の本一本としたこととあります。これは今度の改正のうちでも最も注目すべき点でありまして、現行の市町村警察が地方分權に過ぎて實情に適しない、又複雑でもあり非能率的であつて、國民の負担軽減という点から考へましても、何らかの措置があるのじやないかというやうなことが一般にも望まれていたというやうな点から考へまして、これは一応適当な改正ではないかと私も考へておるものであります。併しこの法案が責任の所在を明確化するというやうな口実の下に國家公安委員會の權限を縮小し、國務大臣を以て國家公安委員長に充當し、警察局長官や警視總監など、警察官廳部の人事權を一手に內閣總理大臣の手に収めていくということ、往年の中央集權を彷彿せしめるやうなところもあつて寒心に堪へない。以下この点について少しく所見を申述べてみたいと思ひます。

そこで國務大臣たる國家公安委員長がこれはいか悪いかという問題であります。國務大臣たる以上内閣が變るごとにこの公安委員長は更迭するものと見なければならぬが、果してそのやうなことでいいのであらうかというところが考へられるのであります。警察が不偏不黨、公平中正であらねばならないということはこの法案自体、具体的に申しますと第二條、第三條にも強調しておるのであります。ところがこの國務大臣の國家公安委員長制度が果してこの精神に反せないであらうかどうかということが考へられます。果して政治からの中立が守られるであらうかということが懸念されます。更

に法案第六條二項にも「公安委員長は公務を總理し、國家公安委員會を代表する」とありまして、委員長が實際上会をリードするやうな立場にあることは、これは疑いない。そればかりでなく、普通の公安委員長なるものは大體一週一回ぐらいの出動であると思ひますが、國務大臣の委員長ともなれば必ず日勤するであらう。かような点から考へましても、國家公安委員會の運営が國務大臣たる委員長を中心に押し進めであらうことは想像にかたくなないのであります。これは民主警察の建前から言つて実に由々しい問題であると思ひます。この点は去る五月十五日保守三黨の修正で可決されました衆議院の決議にも何れも手がつけられていないのであります。國務大臣の公安委員長はできることなら私ははやめてもらいたいと思ひます。そこで先ほど毎日の住本さんも言われた、それならばこの警察行政について最後の責任は誰がとるのだ、國家に對してどういふ責任をとるのだという構想がありました。これは又おのずから方法があると思ひます。

それから次に、警察局長官について申上げます。法案によりまして、公安委員長は内閣總理大臣が國家公安委員會の意見を聞いて任免するといふことになつておりますが、これは私は非常な改悪であると思ひます。先に修正されました衆議院の決議では、これを國家公安委員會が内閣總理大臣の承認を得て任免するといふことに改正いたしました。これは誠に當然なことと思ひます。警察局長官のやうに、その所轄事務について全國の都道府縣警察を指揮監督し、警察本

部長の任免権をも持つておるような強大なポストが内閣総理大臣の任命によつてこれと直結することになりますれば、警察は時の政府の意のままに管理されるところの危惧を國民は抱くであらうと存するものであります。私は最近友人から次田大三郎氏の「新警察法案に対する所見」というパンフットを送られました。私は次田氏とは会つたこともないし、知らん方でありましたが、併しこれを一瞥いたしますと、さすがに私などのしろうと違ひまして、多年日本の内務行政の要局に立つて實際の体験を有しており、特に警察行政についてはいい面も悪い面も知り抜いておられるだけに、その意見は頗る適切なものがありまして、大変私は有効な、有益な参考となりました。同氏は、この法案によると、警察庁長官の権力は異常に強く、余りに強過ぎて戦前の内務省時代の強力な國家警察が出現されるのじやないかと嘆いておられます。若しこの法案が實現した暁においては、長官の机の上のボタン一つ押されることによつて全国十万余の警察官は手足のごとく意のままに動かすことができ、戦前の警保局長なんか到底比べものにならないと述べておられます。その権力の集中する有様は、ナチスドイツのヒットラーの下におけるヒムラーの場合、ソヴェエトロシアのスターリンの下におけるベリヤの場合がこれに匹敵すると思われるとも言つておられるのであります。そうして警察の能率は非常に向上し、遙かに戦前を凌ぐことになるだらうが、その反面権力の濫用が發生して、その他の弊害もうんと増加し、警察官による選挙干渉が必ず起ると断言しておるのであります。そうし

て最後に、その結果どうなるかという、戦前政黨が華やかであつた時代に見たごとく、警察官は内閣の更迭するごとに大量に罷免し異動されるであらうというのであります。而してその実例、所見を詳しく具体的に述べておられます。そしてこれがためには是非とも警察の政治的中立を確保するばかりではないと警告して、その結論といたしまして、警察庁長官は國家公安委員会が任命する、それから府県警察本部長は府県公安委員会が任命するといふの極同感であります。結論についてはこの点は私はやはり次田氏の意見に賛成する。次に警察總監について申述べますが、法案では警察總監は内閣総理大臣が國家公安委員会の意見を聞いて任命するといふことになつておりますが、これも地方自治の本旨から言つて本末を誤つてゐるのではないかと考へる。これは私はむしろ逆に振替へたい。衆議院ではこれを「國家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て任命する」と、かように修正しておりますが、先づ、妥當な修正だと信ずるのであります。大体以上が私の意見でございますが、最後に私ともいいたしましては、原案は衆議院の修正により不都合と思はれる点が大分修正され、よくなつております。併しまだこれでは十分とは思へませんけれども、併しながら警察法の改正の問題は五大都市の廃止の問題などから見まして、大変複雑な問題でありまして、すべての立場の人がことごとく満足するといふようなことは到底望まれない。かような点から考

へまして、できるなれば今国会で成立せしめてもよいのではないかと考へて持つておる。以上でございます。

○理事(石村幸作君) 最後に、一般応募者である名古屋市の堀田正夫君にお願いいたします。

○公述人(堀田正夫君) 堀田正夫でございます。現在名古屋に居住いたしまして建設業を経営しておる者であります。

戦後いわゆる知識階級及びジャーナリズムにおきまして、どちらかと申しますと偏向の傾向がありまして、特に信念を一貫して主張されておる方は非常に私敬服しておりますけれども、徒らに何かこう見栄と申しますか、一種のアクセサリのようなふうになりまして、又保守反動と言われることを恐れると申しますか、そういつたような気分がございまして、徒らにそういう傾向に追随する人が非常に多いということをお私個人といたしまして遺憾に思つております。私といたしましては、一般の國民大衆というものは案外健全、健康、且つ中正であるといふことをかねてから信じておるものでありますけれども、そういう思想を持つておる一國民としての立場からこの警察法の改正法案について、又私愛知県民及び名古屋市民の立場といたしまして、日常身近な問題でありますこの警察の問題につきまして、簡単に私の意見を述べたいと思ひます。

上げるので、極く簡単な意見でございますけれども、それからちよつとわき道へ外れるかも知れませんが、新憲法の思想云々ということがやはり出て参りますもので、一応憲法といふことにつきまして、ちよつと申上げたいと思つております。内容につきましては、國家の基本法ですから、この席上では申上げるべきじやありませんけれども、成立の何といふか、でき上つたときの状態が非常に何か不明朗なものがありまして、内容如何にかかわらず、國民感情として何かこの國家の基本法として將來持ち續けて行くといふ上におきまして遺憾な点があるといふこと、それから現実におきまして例の戦力なき軍隊とか、それから保安隊が若し海外へ派兵された場合は公務員の海外出張とするといふような妙な言葉が出て來まして、非常に國民として何か割切れない、現在でも非常な無理が出ておるような感じがする。大體民主國家といふものは法治國家でありまして、たとえ憲法でありましても、法律は守るといふ建前でありましても、法律の解釈はどうにでもできるというやうな感じを國民に持たせるといふことは、非常に法の輕視といふ氣持を國民に持たしめるといふ点において私は遺憾だと思ふ。速かに憲法改正の氣運を作つて頂きたいと、こういうふうにかねてから思つておるものであります。

さて、警察の本法案であります。私は大體におきまして本法案に賛成するものであります。賛成を申します理由は、提案理由にありますが警察の能率化と國民の負担を輕減するといふ二つの理由をそのまゝ認めていいと思ふからであります。それから大體にと申しますのは、三派修正案というものに五大都市の市警を一年間存置を認めるという条項が私は反對なんです。その反對する点以外の他は賛成といふのであります。それについて申し上げますと、先づ警察能率化という面でありまして、これも、これは現下の社会不安からいたしまして、國民の治安に任ずる警察の能率化を図らねばならないといふことはこれは當然のことでありまして、いろいろ意見もあつたけれども、極く平易に、常識的に考へまして、國家警察とそれから自治體警察と二本あるものを一本にまとめるといふことにおきまして、指揮とかそれから連絡、命令といった適當の面において非常に能率が図られるといふ点は、その政府の提案理由に大體書いてありますけれども、大體私それを常識的にも認められていいのじやないかと、こういうふうにして思つております。現在私のおりまします名古屋で申しますと、県庁とそれから市役所と全く同じ場所に二つ並んでおりまして、県のほうには國警、それから市には市警といふたやうなことで、恐らく一般市民のほうも何と言いますか、一体國警はどういうことをやつて、市警は分担とか連絡なんかどういうふうになつておるかといふやうな疑問を持たれる方も大分おるんじゃないかとかねてから思つております。それから只今の能率化といふ点でございしますが、國民の負担を輕くするといふのでありますけれども、これも二本建のものを一元化するといふことになれば無駄がやはり省けますから、機構も當然簡素化され、人員も整理され、経費も従つて節約される、従つて國民負担

も軽減される。これも平易に解釈しまして、やはり私もそのまゝうなずけるような気がするのであります。又これは政府の提案理由によりますと、人員で三万人、経費で九十億ということになつております。又府県側のほうの御意見によりますと、年間五大市だけで二十五億の経費が節約されるということとを申しておるのであります。五大市のほうのいろ／＼なお話を承わりますと、それだけの節約にはならない、「二十五億の嘘」というパンフレットがありまして、これに対して二十五億の嘘に反駁するというようなパンフレットがありますけれども、我々国民としてどつちが正しいのかちつともわからないう。恐らく何億という問題じやなくて、少くとも経費が節約されるということは間違いないのじやないかと思ひます。それで大体この二つの理由を認めるわけでありますが、非常に公民として遺憾に堪えませんのは、これは府県側も五大都市側もどちらもです。が、国民として忍難やるかたないものは、本法において特別市制とかいろいろな点が絡んでおりますが、非常に面子と言ひますか、そういうものから発しておるような運動、中央に対する陳情であるとか宣伝が非常に纏張り争いをやつておるような感じを国民として抱く点は、例は一々申上げませんけれども、非常に両者共に遺憾なことだと思ひます。以上の二つの理由は、私が今申上げたように認めますけれども、これは飽くまでも組織上の問題でありまして、もつと根本的に民主国家における警察制度としてのあり方は如何にあるべきかという点において、もつと深く突込んで考へて行かなければ

家公安委員会にしてもやはり総理大臣と繋がりがある。又国会のほうでやはり承認しておる。それから考えまして責任の所在というものはおのづから解明できると思ひます。つまり内閣法や、それから公安委員が選出される経路などについて考えましても、国家の最高警察行政について責任をとるものがないじやないかという事は当然と思ひますが、併しそれは現在の解釈においても私は責任の所在は必ず内閣にある、こう考えます。併しながら現実面においてその運営に何か閣議に列する人が何も参画してないのじやないかという事は言えると思ひます。

その意味におきまして戦前私が丁度弁護士連合会の会長をやつておる当時に決議したのは、その当時は警察庁の長官が内務大臣になる、これは責任の所在を明らかにするといふ点から言つて一番はつきりしている。その当時の理事者はこれは賛成いたしました。責任を明確化するといふ点について警察庁の長官が内務大臣になる、それはそれでよろしい。併しそれによつていづゆる強い力が加つて来る、民主警察に反するやうなことも考えられることではないか。併しそれは何かほかの公安委員の権限でも強化するとかいふやうなことで補ひ得るじやないかというので、そのとき賛成した。今のやうな公安委員長を内務大臣にすることから見れば、警察庁長官を内務大臣にしたほうがいいじやないかという説もあるわけですが、私はそんならどういふ方法で警察行政についてその内閣、内閣が責任所在を明らかにするかといいことについてはまだ十分の研究はありませんが、或いは本當にすつきりした

形にするならば、警察庁の長官を内務大臣にしたらよからうというやうなことも考えます。併し私は必ずしもそれに賛成してゐるわけではありません。なお研究中であります。以上であります。

○秋山長造君 長野さんによつてお尋ねしますが、先ほどの御陳述の結論としてできることならこの際この国会で警察法を成立させたいというお話があつたのですが、やはりその前におつしやつたように今度の警察法については相当大きな欠陥があるとして先ず第一には内務大臣たる国家公安委員長の問題、それから第二に警察庁長官の任命権の所在の問題、この二つをお挙げになつたのですが、この二つの点は衆議院修正においても依然として改善されておらない。警察庁長官のほうは多少原案よりは變つておりますけれども、大筋において大して根本的に變りはない。そういう点は飽くまで否定されつつも、結論としてはこの警察法案はできることなら成立させたい、こうおつしやるのが、それともそういう点を改善されなければ、この法律全体を成立させてはならぬというほど強い意味なのか、その点もう一度御意見を拝聴したい。

○公述人(長野國助君) 国家公安委員長の問題は後に述べさして頂きますが、私は国家公安委員長の問題と、それから警察庁長官の問題と、それから警視總監の問題も申上げたのでありますが、後の二つの国家公安委員長を除く以外のものは、これは衆議院によつて修正されまして、その任免の主体が国民を代表するところの公安委員会に移りました。この点ではほど緩和され

たのじやないかと思つております。無論内閣総理大臣の承認ということがなければかような身分が成立しないし、原案によりますといふと、その任免の主体が総理大臣、けれども今度の修正された案によりますといふと、その任免の主体が公安委員会である、これでよほど緩和されたと思ひますのであります。それから警視總監についてもやはりそうです。都の公安委員会の同意の下にやはり国家公安委員会が任免の主体、十分とは言へませんが、その二つのポストについてはやや世論に近いといふふうには修正されておる。それから公安委員長の問題はできることなら私はこれはやはり民間に移したい、どうしても日本の現在のやや民度から言ひましても、封建性を抜けない、事大性が相當ある、やはり内務大臣といふものは何となく睨みがきく、又魅力も感じる、さういふ者が委員長であつたり、リードすればかなり国家公安委員会というものは委員長の相當考へてゐる通りにされる危険が十分あるといふやうな点から考へまして、できることなら内務大臣を避けてもらいたい。併しながらその意見につきましては何か内閣に責任を持つ者がないといふと本當の責任がとれないのじやないかという強い議論もあり、私の考えはそれといたしまして、これはやはり参議院の皆様の良識で然るべく御決定願ひより仕方がない。たつたそれだけのためにこの法案を却るといふことは忍びがたい。成るべく早く成立したい。と申しますのは、私もこの属する日本弁護士連合会で警察の問題で三度も四度も決議したのであります、いろいろ立場の違ひ方面はござ

います、どうしたつてこれは全部が一緒に満足することはあり得ない、大部分のところは国会の御承認を得れば我々がそれに任せをするより仕方がない、かように考へておる次第であります。

○秋山長造君 私はこの内務大臣が国家公安委員長を兼ねるという点は他のいろいろ欠陥がありますが、ほかの欠陥と同じように論ぜられる問題ではない、これはやはり今度の警察制度改革の最もこれは重大なポイントだと思ひます。その点においては幾つかの欠陥をお並べになりましたけれども、これは比重がでんで違ひます。先ほどあなたも御説明なさつた通りだと思ひます。又その結論として内務大臣の国家公安委員長は是非やめてもらいたいという非常に強い御意見、私は全く賛成なんですけれども、ところが今のお話では、どうもそうまで強いお氣持でもないやうにも伺へるのです。その点はいや最初おつしやつたのが私は本當じやないかと思ひますけれども、まあ法律の専門家でおいでになるあなたその点についての考へ方、国家公安委員長の職を内務大臣、内閣が變るたつたに變る政党内閣に属するところの内務大臣が自動的に兼ねて行くといふ問題をどの程度に考へられるか。やはりその点いろいろな点を含んだ解釈ではありますけれども、やはりこういう重大なポイントにおいて誤つた場合は、往々にしてその制度全般を台なしにして骨抜きにするといふことは、私はあり得ると思ひます。この場合は特に警察という権力関係の問題だけに、その点十分慎重に考へておかなければならぬのではないかと思ひます。

○公述人(長野國助君) その通りでございます。

○田中啓一君 やはり今長谷山、秋山両君の御質問のあつたことに関連するわけですが、長野先生にお伺ひしたいのであります、国家の治安安寧に對して内閣が、殊にその中心である総理大臣がその責任を負ふといふことは、今日の憲法並びに行政組織上当然のことだといふお話でございました。私もその通りに思ひます。

○公述人(長野國助君) その点は私も同様考へております。その警察の運営が全く公安委員会を中心でやつておることでありまして、そのいわゆる警察を民主化するといふことのそこにおゆる本筋があるのでありますから、それが求められた形で運営されるという事は、それは甚だ忍びがたい。その点は同感であります、併し強い私は意見を申上げて、これに相當な御賛成を得るものと私は信じておるのであります、それ以上私がこの問題について如何に法に明記すべきかといふことにつきましては、言うべきでないと思ひますが、併し意見としては非常に強い意見を持つております。

○秋山長造君 そういたしますと、長野さんのお考えは、結局こういう点は非常に重大な今度の改革の結果になつておるから、願ひくは参議院において一つその点を修正した上で、この警察法全体を速やかに成立させてもらいたいですか、こういう結論に承つてよろしいですか。

○公述人(長野國助君) その通りでございます。

○田中啓一君 やはり今長谷山、秋山両君の御質問のあつたことに関連するわけですが、長野先生にお伺ひしたいのであります、国家の治安安寧に對して内閣が、殊にその中心である総理大臣がその責任を負ふといふことは、今日の憲法並びに行政組織上当然のことだといふお話でございました。私もその通りに思ひます。

○公述人(長野國助君) その点は私も同様考へております。その警察の運営が全く公安委員会を中心でやつておることでありまして、そのいわゆる警察を民主化するといふことのそこにおゆる本筋があるのでありますから、それが求められた形で運営されるという事は、それは甚だ忍びがたい。その点は同感であります、併し強い私は意見を申上げて、これに相當な御賛成を得るものと私は信じておるのであります、それ以上私がこの問題について如何に法に明記すべきかといふことにつきましては、言うべきでないと思ひますが、併し意見としては非常に強い意見を持つております。

○秋山長造君 そういたしますと、長野さんのお考えは、結局こういう点は非常に重大な今度の改革の結果になつておるから、願ひくは参議院において一つその点を修正した上で、この警察法全体を速やかに成立させてもらいたいですか、こういう結論に承つてよろしいですか。

○公述人(長野國助君) その通りでございます。

○田中啓一君 やはり今長谷山、秋山両君の御質問のあつたことに関連するわけですが、長野先生にお伺ひしたいのであります、国家の治安安寧に對して内閣が、殊にその中心である総理大臣がその責任を負ふといふことは、今日の憲法並びに行政組織上当然のことだといふお話でございました。私もその通りに思ひます。

○公述人(長野國助君) その点は私も同様考へております。その警察の運営が全く公安委員会を中心でやつておることでありまして、そのいわゆる警察を民主化するといふことのそこにおゆる本筋があるのでありますから、それが求められた形で運営されるという事は、それは甚だ忍びがたい。その点は同感であります、併し強い私は意見を申上げて、これに相當な御賛成を得るものと私は信じておるのであります、それ以上私がこの問題について如何に法に明記すべきかといふことにつきましては、言うべきでないと思ひますが、併し意見としては非常に強い意見を持つております。

○秋山長造君 そういたしますと、長野さんのお考えは、結局こういう点は非常に重大な今度の改革の結果になつておるから、願ひくは参議院において一つその点を修正した上で、この警察法全体を速やかに成立させてもらいたいですか、こういう結論に承つてよろしいですか。

りますが、そうして一つのお考えとして警察長官を国務大臣にしたらばよろうと思う、こういう御意見でございしますが、内閣から議会の同意を得て任命されて内閣公安委員会が警察長官を任命いたしました、その任命された警察長官が国務大臣になると、こう申しまして、今の憲法とか行政組織法、内閣法等考えますと、国務大臣というものは総理大臣が任命されますが、陛下の御下で御承認を得る、こういうことになっておるので、国家公安委員会が一連任命したもので、もう一遍総理大臣が国務大臣に任命するといふような手続でもとらないと、どうも現の方法がないんじゃないかという気がいたします。そうして、まあそういうふうになりまると、必ずしもそれは政治に属しない人が警察長官になつても限らないようなことになつて参りますので、どうもこの点は、実は私もこの法案が生まれる、つまり議會へ提案される前に、実は論じたいのですが、他に名案がないという実はことなであります。まあ国家公安委員会というものをとにかく折角御苦勞願つてお願いしてあるのだから、治安のことはそのかたへをお願いしてお委せて、いかなければ又解職をすればいいじゃないかと云えばそれまでの話でありますけれども、やはりどうもその意思というものが現われるところに責任があるというようにことなれば、どうも私も責任はとれないような気はいたしました、いろいろ考えあぐんだ結果を申すと、こういうところへ落ちついたというようにことなっております。運用が悪ければ今御懸念になつたようなことも保障さ

れがたいというようことになるのかも知れませんが、併し民主政治という、とにかく本当に私は国会が体制をとつておる以上は、決してドイッのようなことにはならぬであらう。そうしてことなでやつて来まして、我々はまだ如何なることがあつてもこの民主政治、議院政治のこの体制は崩さないという、国民と共に深い決意があれば、これでやらして頂いてよろしいのじゃないかと、こう実は思います。その辺のところをもう一遍御懸念のないところを、御遠慮もして頂く必要はありませんからお聞かせ願えれば幸いと思ひます。

○公述人(長野國助君) どうも大変かゆいところに手が届かなくて、恐縮ですが、私は警察行政については深い学識もなければ、勿論経験もないのであります。諸先生がたが私に何かおかしなことをお聞き下さつてもその資格がない。但し今の警察というものは政治の争いから外に置いて中立を保たなければならぬのだというところはもう一つの常識になつておるのであります。それならばといつて誰が責任を、警察という運営も、警察の働きもやはりこれ一つの国家の行政でありますから、これはその責任は内閣の以外に置いておくというところは、ちよつとできまします。今内閣の行政官庁みたいなものは、例えば人事院もあるし、会計検査院もあるでしょう。あれと比較して見て何か警察というものは内閣以外の、内閣の支配を受けないような、今言つたような機関みたいなものとも考えていますが、それもやはりしつくり行かない。それなら先ほど私が警察長官も大臣にすることに賛成のようにお

とり下さつたら私の説明がまずかつたのであります。この前に私どもの属する日本弁護士連合会とその警察長官を国務大臣がとるというところに賛成したことは事実であります。けれども私は丁度日本弁護士連合会長であつて、委員会として大多数が賛成したのだから、私の個人の意見はともかくとして、それは賛成したことになるので、併し今どうかといふと、必ずしも賛成するといふわけに行きませんけれども、この問題について警察の民主化、而も政治からの中立性を保ちつて、而もその責任を明確にするものなきめなくやらねばならないかといふことは、これは非常に矛盾することなんです。私もこれといふ名案はございせん、正直に申上げます。

○伊能芳雄君 堀田さんに伺いたいのですが、堀田さんが愛知県民として名古屋市民として、今日の府県側或いは市警側の、いわば混合戦のような形になつておることに、非常に不快を感じ、又市民として県民として非常に迷惑だといふお気持ち、私も非常に御同様に堪えないのであります。同時に又その結論として出されたことも、非常に公平な立場から市警が今日非常に市民にサービスして今日の縣の力になつたのであるといふことをお認めになりつつ府県警察一本にすべだといふ強い主張をしておられますが、先ほど午前中のお話もお聞きになつたやうであります。高橋千代さんなどは、府県警察になると昔のいひから警察に属するのじゃないかといふことを非常に心配しておられますが、堀田さんは非常に自信を持つて、今日の市警の非常にいい面、民主化されたいい面が府県

自治体警察に必ず引き継がれるという御信念のようであります。この点に御信を一回一つこの気持をお聞かせ願いたいと思ひます。

○公述人(堀田正夫君) お答えいたします。私は、午前のお話が出ましたけれども、現在の大体地方の小都市のいわゆる自治体警察ですか、さつきも毎日新聞のどなたがおっしゃられましたように、大分敷も減つておるやうなお話でございました。地方の小自治体のかたは大体問題はないやうでありまして、現在まあ五大府県と五大都市の法律のやうな形になつておるわけで、私の場合名古屋でございますけれども、私をして言わしむれば、この法案が通ることによつておいらのサーベール時代に属するということがわからないのであります。結局飽くまで府県単位のはずは自治体警察という建前に私は了解しております。関係上、運営の方を誤らなければ、先ほど申しましたやうに職前のような違法でもございせんし、そういう懸念はないと考えておるのでございますが……。

○伊能芳雄君 もう一つ。今のお言葉で大体わかつたのであります。先ほど非常に名古屋市の警察が立派な、市民にいい影響を与えておるというお言葉でありましたが、そういうものが失われずに府県の警察のほうに保持されて行くであろうと、こういうお考えでございせんか。

○公述人(堀田正夫君) 切にそうなるやうに希望し、期待しております。

○秋山長造君 今の点に関連してちよつと堀田さんにお尋ねしますが、先ほどのお言葉で、名古屋の市民として、市警の市民に対するサービスに対して

非常に感謝している、毎日警察関係の善行美談が新聞紙に出ないことがないぐらいというやうなお話で、これはまあ非常に結構なことで、これは主として警察はそうあつて欲しいと思ふ。問題は、そういうやうな非常に市民として感謝し又満足しておられる警察を、なぜこの際府県警察……まあ名前は一応府県警察といふことになつていきます、その府県警察に移さなければならぬかという点だと思ふ。名古屋の市民のあなたとして、今度の警察改革に積極的に御賛成なさる以上は、それほど満足し感謝しておる名古屋市民よりも愛知県警察にしたほうが一層よくなるということではなければ、積極的にあなたが愛知県警察に賛成なさるといふ理由が出て来ないと思ふ。若しこれが万が一機軸改革によつて却つて県民に対する、或いは市民に対するサービスが低下するのではないかと、いふやうな虞れが多少ともありましたならば、積極的に切替へに賛成なさるといふ理由はなくなつてしまふと思ふ。恐らく先ほど非常に積極的に今度の警察改革に賛成だといふお話があつて、そのあとに名古屋の市民としては市警に非常に感謝しているというお話があつたので、そこらの話の繋がりがちよつとぴんと来ない点があつたわけなんですけれども、その点は如何ですか。あなたはやはり、市警は非常にいいけれども、市警より県警察にしたほうが一層サービスが向上するといふやうにお考えなんですか。それとも、むしろ率直に言つてサービスが低下する心配があるのではないか、だから切替えてもサービスがそのために低下するといふやうなことはないやうに切望するとい

う条件の下に賛成なさるという意味の賛成なのか、その点ちよつとお伺いしたい。

○公述人(堀田正夫君) サービスというお話が今出ましたけれども、先ほど申し上げましたように、そういったサービスというものをそのまゝ生かして県警察の中に織り込みたいということをお願いしておりますので、サービス

の点のみに限定をしてお話でございます。最初から申し上げたように、積極的な理由といたしましては、大體根本的な制度といたしましては私共ははつきり……はつきりと申しますとおかしいのですが、警察制度で何が最善の方法であるかというところはちよつと疑問でありますけれども、大體さつき申しましたように、警察は特殊な、一般行政と違う点がございますから、まあ差支えないのじやないかというふうに考えてまして、積極的な理由を以ちまして、もつと大きな市民であり、県民であると同時に一国民でありますから、そういう大きな意味から行きますと、警察の合理化、能率化という点では、やはり先ほど申しましたように、私見をわけじやございませんから、ちよつと聞いた話でありますけれども、吹田事件とか、宮城二重橋事件とか、守山事件とか、いへ／＼ございまして、これはどうも連絡を欠いて支障を来たすということがあるので、これはそういうことによりまして能率化をやはり当然望みたいと思うのです。

それからもう一つ、さつき申しましたように、国民の負担軽減です。これもやはり五大市側の主張のごとく、現在の体制でも節約が可能とすれば、

そのために節約可能になると思ひます。これは算術的に考えましても、常識的に領けると思ひのであります。積極的な理由と申しますと、能率化と国民の負担軽減という二点であります。これは本法案が通ることによつて一層サービスが向上するとか、又反対に低下するということは考えておりません。又向上するということは、向上すれば勿論結構でありますけれども、少くともそのために低下するということとは私として思ひません。先ほど申し上げましたように切望し、又自分としても期待しております。恐らくそうなるだろうと思ひます。

○秋山長造君 堀田さんのお氣持もわかる点があるのですけれども、言葉尻を捉えるようで甚だ失礼ですけれども、あなたが警察というものの對して考へられておる面は、いへ／＼あると思ひます。まあ能率の面もあり、経費の面もあり、併し、同時に經費と能率だけあればこれで満点だということではないので、やつぱり一国民としても、市民としても、県民としても、やつぱり警察というものは我々に対する公僕であり、我々に対するサービスということも十分考へてもらわなければいけません。又そういうこととおありになるのだらうと思ひます。又さうでなかつたならば、国民に對するサービスという点では、これもうゼロでもいいんだ、とにかく能率さ上げればいいんだ、警察の能率と云ふものは、これは能率と云へば非常に言葉はいい。会社なんかの能率と云へば安いコストでしつかり金を儲けるのが能率ですから、これはまあいいにきまつておる。ところが、警察の能率

と言つた場合には、これはやつぱり能率という内容を吟味して頂かないと、これは能率にもいへ／＼あるので、人を片づから引つくるのが能率を上げるゆゑなんだという点數様は、これは国民の側から考へるという点と非常に異なる。まあおき出しの話であります。が、おわかりになると思ひます。そこで我々の考へるのは、能率というものは勿論で最大の効果を上げて頂く、これが重要な条件である。併し、同時にこの二つの条件は、飽くまで我々の生きて暮しておる社会のよつて立つ根本原理であるところの民主主義という前提に立つた上での能率であり、さうして經費の節約と云ふことでなければ、我々としての能率が上がった、ただ警察の經費が安くつくというだけでは、どうもにわかには賛成しがたい。そこで、私さつきから申し上げるように、このサービスという点は勿論今の名古屋の市警で非常にいいんだけれども、併し、又能率だとか、經費だとかというような点を考へると、やつぱり今度の改革のほうがいいというような御意見、そこで、さういふ結論に持つて行かれるためには、能率という半面、サービスという点をどの程度に考へておられるか。まあ少々サービスは低下してもいいから能率さ上げてもいい、それとも飽くまでやつぱりサービスということを前提としての能率であり、經費であるというようにお考へであるのか。まあこれはやつぱり抽象的な話になりますけれども、今我々が警察制度を論議する場合の一番重要な前提にならなと思ひますので、まあもう一度あな

たのお氣持をお伺いしたいと思ひます。

○公述人(堀田正夫君) 能率とサービスというところは、車の両輪に譬えらるという問題でもありませんが、並行して考へることが必要でございます。したがびに中上げすけれども、そのためにサービスが低下するということ……このためにサービスが低下するということですが、私からいへ／＼のうちに、このために回答いたしかねる点がありますけれども、結局この新法によつて実施を見てみないと結論がわからないというやうな点もありませんけれども、まあ私自身が名古屋市民であり、愛知県民であるというが、ごときものでありますから、名古屋市の自治体警察でありますから、名古屋市中に含まれるのでありますから、そのために愛知の県民に對し、名古屋市民に對するサービスが低下するということはちよつと、極言いたしますと、ちよつとあり得ないと思ひます。

○秋山長造君 私はそれを否定してはいるのじやない。

○公述人(堀田正夫君) ええ、さうです。サービスというものは、私がどういふふうに考へているかという点と、勿論サービスという点も十分に考へて頂かなければならぬという点は十分承知しております。ただ犯罪の検挙率を上げるばかりが能率じやありませんから、民主警察としてサービスを十分図る必要があります。又因つて頂きたいということはもう十分私として感じております。

○秋山長造君 だから、あなたのおつしやつてゐるのは、結局やつぱり飽くまで、制度をどんなに切替えたところで、警察の住民に對するサービスという点は、やはりどんな制度になつてもこれは飽くまで確保すると、保障されたいものにはなかつた。賛成しがたい。併し、今度の切替えならば、まあ何とか努力をしてもええやうなだるうと思ひます。是非さうして欲しいという、さういふことです。

○理事(石村幸作君) それから宇都宮市會議長の高橋公述人が見えておりますからどうぞ。

○伊能芳雄君 堀田さんに、しつこいようであります。堀田さんが愛知県の名古屋市の市警が非常によくやつてゐるのを御覧になつて、この警察のサービスがそのまゝ県警察に行くと、さういふふうな信念を持つておられ、希望を持つておられるのは、何か私は事実をどうか見ておられるのじやないか。というのは、昭和二十六年に警察法の一部改正がありまして、希望しない町村では住民投票によつて自警を阻止したのである。先ほど作本さんも言つておられましたが、その後さつきとたくさんの自治体警察をやめて町警に吸収されてゐる。さういふ警察が恐らく愛知県にもたくさんあると思ひます。さういふ警察が今まで自治警のときには非常に市町村民に親切だったが、町警に吸収されてから非常に態度が悪くなつた、さういふやうな事実を若し見えておられれば恐らく堀田さんも今度の切替えに反対されるわけでありまして、市町村自治体警察があつたにもかかわらず、それが町警に吸収されておつても

で、警察の住民に對するサービスという点は、やはりどんな制度になつてもこれは飽くまで確保すると、保障されたいものにはなかつた。賛成しがたい。併し、今度の切替えならば、まあ何とか努力をしてもええやうなだるうと思ひます。是非さうして欲しいという、さういふことです。

で、警察の住民に對するサービスという点は、やはりどんな制度になつてもこれは飽くまで確保すると、保障されたいものにはなかつた。賛成しがたい。併し、今度の切替えならば、まあ何とか努力をしてもええやうなだるうと思ひます。是非さうして欲しいという、さういふことです。

○伊能芳雄君 堀田さんに、しつこいようであります。堀田さんが愛知県の名古屋市の市警が非常によくやつてゐるのを御覧になつて、この警察のサービスがそのまゝ県警察に行くと、さういふふうな信念を持つておられ、希望を持つておられるのは、何か私は事実をどうか見ておられるのじやないか。というのは、昭和二十六年に警察法の一部改正がありまして、希望しない町村では住民投票によつて自警を阻止したのである。先ほど作本さんも言つておられましたが、その後さつきとたくさんの自治体警察をやめて町警に吸収されてゐる。さういふ警察が恐らく愛知県にもたくさんあると思ひます。さういふ警察が今まで自治警のときには非常に市町村民に親切だったが、町警に吸収されてから非常に態度が悪くなつた、さういふやうな事実を若し見えておられれば恐らく堀田さんも今度の切替えに反対されるわけでありまして、市町村自治体警察があつたにもかかわらず、それが町警に吸収されておつても

で、警察の住民に對するサービスという点は、やはりどんな制度になつてもこれは飽くまで確保すると、保障されたいものにはなかつた。賛成しがたい。併し、今度の切替えならば、まあ何とか努力をしてもええやうなだるうと思ひます。是非さうして欲しいという、さういふことです。

決してサービスが悪くなつていないというところを見ておられるからじやないだらうかと私は思うのですが、どうでしょう、その点。

○公述人(堀田正夫君) 地方の小都市へ余り行ったこともございませぬし、実際に聞いていたしているわけじやないでございませぬが、そういった、吸収されたためにサービスが低下したという事実は私としては見たことも聞いたこともございませぬ。而もこのいわゆる五大市警が国警に吸収されたという問題でなくて、新しい発展的解消と申しますか、新発足と申しますか、県単位の自治体警察ということになるのでございませぬが、そのサービスの点は何回も申上げましたが、どうもあれですね、サービスが低下するということとは私としては考えられないわけでありませぬ。

○公述人(長野國助君) 若し私に御質問がございませぬでしたら、失礼してよろしくございませぬか。

○理事(石村幸作君) 長野公述人にあるまいか。

○秋山長造君 ありません。

○理事(石村幸作君) それではどうも有難うございました。

○伊能芳雄君 高橋さんの先ほどの公述の中で、人事が中央集権化するとう御意見がございましたが、成るほど政府原案というものは確かに私もそういうことについて同感であります。今回修正された衆議院修正の案というものは、勿論警区警察局長までは国警長官の中に入りませんが、これは当然止むを得ませんが、府県警察については警視正以上は府県警察公安委員会の同意を得て任命するので、同意とい

うことはこれは容易なことじやない。両方の意思が合わなくちやならぬのです。そういう手続を経ている以上はそんなに中央集権化されることはない、この修正によればそんなに中央集権化されることはないと思うが、それは如何ですか。

○公述人(高橋新吉君) 私が先ほど申上げましたのは、現在の都市警察の事情より見まして、中央集権化に近付いて行く可能性が多い、こう申上げたのです。

○伊能芳雄君 その集権化されるという問題で警察畑だけで終始するのはいかんという御意見がありました。その御意見は戦前にはよくあつた例であります。警察部長がほかの部長に変わつたり、ほかの部長から、例えば経済部長から警察部長になつたり、商工課長が警務課長になつたり、こういうように交流したほうがいいというお考えのものでありますかどうか。警察畑で終始するのは適當でないという御意見のようであります。その点の御意見は如何ですか。

○公述人(高橋新吉君) 先ほど申上げたことは、全国を一つの系統にした場合のことを申しております。その場合に警察一本に人事を持つて行く場合には一つの偏向を生ずる傾きが多くなると、こういう見方をいたしております。

○伊能芳雄君 全国を一本にというのは、一応私も衆議院修正案で考えておるわけですが、警視以下のもものは皆府県警察本部長が府県公安委員会の意見を聞いて人事をやるということになるので、中央からこれについて少くとも法律的には指揮すべき何もないの

です。ですから警視正以上についての人事権を或る程度府県公安委員会が持つていますから、国家公安委員会がそれに含めていろいろなことを言うだらうという御心配からですか、それとも何かほかの理由がございませうか。

○公述人(高橋新吉君) 先ほど申上げた理由と同じでありまして、そういうふうな憂いが多いという考え方と、いま一つは現在の都市警察の情勢から見まして府県にまともて行くことは、どうしてもそういうふうな傾きやすい、こういう見方をいたしております。

○伊能芳雄君 そうすると、警察畑で終始するということとは、つまり巡査に志願して二十年も三十年も四十年も或いは巡査でいる場合もある、だん／＼上つて署長になる場合もある、警視正になる場合もあり得るのですが、そういうことを否認する意味ではないのですか。

○公述人(高橋新吉君) 只今申上げましたように、これは成るほど専門的に職業をおやりになるのは結構です、その点ではないのであります。現在の都市警察を中心として考えておりますので、そこから見ましてどうしても府県一本に大きくまともて行くというところにそうした傾きが現われやすい、こういうふうな考えをいたしております。決して個人の警官が一つの業を長くやつては、それは弊害がある、こういう意味ではありませぬ。

○理事(石村幸作君) ほかに御質問がなければこれで公聴会を本日は散会いたしたいと思います。御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○理事(石村幸作君) 公述人の方に申上げます。御多用中長時間おの／＼有益な公述をして頂きまして、誠に有難うございました。この委員会におきまして貴重な審議の参考といたします。本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十五分散会

昭和二十九年五月二十八日印刷

昭和二十九年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局